

502  
169

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10<sup>18</sup> 11 12 13 14 15

始





147.23



40

# 生命と火災 保險の智識

法學士 室岡四郎著

被保險者協會發行



502-169



法辯  
學護  
士士

室岡四郎著

# 保險の智識

附 保險法、改正保險業法  
改正保險業法施行規則

被保險者協會出版部

大正  
11. 11. 11  
内交





## 序

保險思想は人文未だ偏ねからざりし古代に既に存在したるも數理統計に基き保險事故發生の蓋然率を得て大規模に組織的に保險事業の經營さるるに至りしことは尙近代に屬して居り、特に日本に於ては明治維新以後の事業であるからして之を活用すべき一般人士に其作用と效果とが充分會得せられぬ状態に在る、従つて保險が處世上必要缺くべからざることを知つて保險會社と保險契約を結ぶ者も不用意に漫然保險契約を結び一旦保險事故の發生したとき豫期に反する結果に驚き或は申込の不備からして保險會社も信用上不利益を受けるが如きことが往々あるのである、然かも其原因は保險會社の相手方が充分に保險の作用を會得せぬ爲めであると同時に保險會社の説明も亦完全せぬ爲めであると信する、されば本書は其短を補ひ少なくとも保險に關する常識を養ひ保險の活用



方法を充分ならしめる爲めに契約保険に就て生命保険と火災保険とを詳細丁寧に説明して將來保険契約の申込を爲さんとする者又は現に保険契約者たるか直接保険の利益を受ける被保険者保険金受取人果た保険の目的の擔保権者其他一般人士の參考に供せんとして編述したものである。

大正十一年十月

著者識

生命  
と  
火災

# 保險の智識 目次

## 第一章 保險の一斑

第一節 保險の要領……………一

- (一) 保險の機能
- (二) 被保險利益と危險
- (三) 保險期間
- (四) 保險料と保險金
- (五) 保險關係の發生
- (六) 保險證券

第二節 保險契約……………二

- (一) 保險の種類
- (二) 保險契約の締結と其無効
- (三) 保險契約の消滅

第三節 保險契約上の告知義務……………三



二

第四節 相互保險と營利保險……………四

(一) 告知義務の性質 (二) 告知義務の内容

(三) 告知義務違反の制裁 (四) 告知義務違反と詐欺錯誤

第五節 保險の利害……………五

(一) 保險者の資格 (二) 相互保險

(三) 營利保險 (四) 保險會社の動搖

(五) 保險會社の監督

第二章 火災保險……………六

第五節 保險の利害……………五

(一) 生命保險の利益 (二) 火災保險の利益

(三) 債權者の利益 (四) 保險の弊害

火災保險に関する書類雛形……………六

第一節 火災保險の性質……………七

(一) 火災保險の作用 (二) 保險價額と保險金額

(三) 損害填補の責任 (四) 損害填補後の保險會社の權利

第二節 火災保險契約……………六

(一) 火災保險の申込 (二) 火災保險契約の内容

(三) 火災保險契約の消滅

第三節 火災保險金の請求……………一六

(一) 損害の發生 (二) 損害額の確定

(三) 保險金の請求 (四) 損害填補の方法

(五) 損害の填補額

生命保險に関する書類雛形……………一三



### 第三章 生命保險

第一節 生命保險の性質……………一五〇

(一) 生命保險の作用 (二) 人保險の種類

(三) 被保險者と保險金受取人 (四) 告知義務と裁判例

第二節 生命保險契約……………一六

(一) 生命保險契約の申込 (二) 生命保險契約の内容

(三) 生命保險債權の移動 (四) 生命保險契約の消滅

第三節 生命保險金の請求……………一〇三

(一) 危険の發生 (二) 保險金支拂責任の免脱

(三) 保險金の請求

附 錄(其一)……………一

附 錄(其二)……………四〇

(一) 保險法 (二) 改正保險業法

(三) 改正保險業法施行規則

内國保險會社表  
甲、生命及傷害保險會社  
乙、火災海上及運送保險會社



生命 火災 保險の智識

第一章 保險の一斑

第一節 保險の要領

(一) 保險の機能 吾等の生活は恒に流動變化の渦中に營まれるから何時突發的な變動に因つて財的需要を生ずるか豫測することが出來ぬと共に、一旦其需要を生じたとき自己の他の財産を以て之に應ずることは困難な場合もある、然るに其必要額を他人と協力して支出することにすれば、當面の需要者は比較的少額の財産を支出し然かも多大の需要を満足することが出来る、而して之の需要



額に相當する財産を構成する爲め自己の財産を支出した其他人は、單に需要者に満足を與へるに過ぎぬこととなるが、若し其他人に突發的の變動があつて財的需要が生じたときに他人の協力出資に依つて、自己の需要が満足出來れば、他人に満足を與へると共に自己も亦其満足を得られる機會にあるものであつて相互に少額の負擔に因つて多大の需要を満足し得ることとなつて、容易に實行し得る相互救濟である。現代の保險は實に之の精神を組織的に多人數間に行ふものであつて、經濟的方面から保險を観察すれば生活上に起り得べき偶然の變動あれば之に相應した經濟的需要を感じる人々が、之の偶然の變動の何たるかを特定して之を中心として保險團體を作り、其團體員が豫め特定した偶然の變動に因つて經濟的需要を生じたときに、全團體員の協力出資に依つて其需要に應ずる作用と組織である、而して保險團體の全員が結束して各出資を爲し其團體員に生じた特定の生活上の變動に依る需要を充足することは保險の特長であ

つて之を危険の分擔と謂ふのである、之れ保險團體の結合を促した特定の偶然的變動は保險事故又は單に危険と謂はれ、之の危険の發生に因る經濟的需要を全保險團體員の出資の總額で充足することは、即ち其危険が稀薄せられて全團體員に生じた如くに見られ得るもので、従つて其各員は自己の出資に相當するだけの危険を蒙つたとも謂はれ得るからである、されば繼續せぬ保險に於て其作用と組織を説明すれば吾等に豫測し得ぬ天災の中特に火災を偶然生ずる變動と定め、之を保險事故又は危険として之の危険に遭遇すべき家屋所有者が互に結束して保險團體を作り、各自に若し火災に罹り家屋焼失者が出來れば、其者の資産は罹災家屋だけ減少するものであるから其發生すべき需要は當該家屋であるが、之を再建するか又は現金支拂で、其焼失者の需要を満足させるに全保險團體員が豫め定めて置いた割合に依つて其費用を支出すれば、所謂危険の分擔に依る需要の充足で其焼失者は満足を受けるが、焼失者以外の全團體員は



其支出する金額だけ直接には損害を蒙むることになるのである、然かし之の場合何人が家屋焼失の危険に遭遇するかは全く其當初にあつては未定で、従つて各員は皆出資を爲して保險團體を構成すると共に危険の發生があれば之が爲めに生ずる需要の充足を受ける機會に立つものである、之を保險團體員は分離しては保險料を拂込み保險金の支拂を受ける被保險者であり、結合しては保險團體として保險料を受け以て保險金の支拂を爲す保險者であると謂ふ所以である又保險を法律的方面から觀察すれば保險事故を目標として危険の發生あれば之が爲めに生ずる需要を充足すべき保險者と、之の需要の充足を受ける爲め出資を爲す被保險者、契約保險に於ては保險契約者、被保險者及び保險金受取人間の保險料拂込及び保險金支拂の權利義務の關係と其作用である、従つて法律上に於ては保險團體は直接表面に顯はれるときと裏面に潜在するときとあつて一様では無く、保險自體が單に相互救済の一方法たるに止まらず營利の目的にも

活用され更らに社會政策の手段としても利用されるのである。

(二)被保險利益と危険　保險事故又は危険と謂ふのは吾等の生活上に起る外界の變動であつて其原因と結果とを含むが保險に於ては恒に其變動を特定して居る、例へば火災保險に於ける危険は火災であり責任保險であれば他人に對する債務の發生であり生命保險に於ける危険は人の生死である、而して之の危険は其發生が稀有のもので無く然かも其結果が著大の損害で無い性質のもので其危険發生の蓋然率を統計上指示し得るもので無ければならぬ、亦之と共に其危険は發生するや否やに於るか發生の時期かに於て豫測確定し得ぬ所謂偶然性を有せねばならぬ、若し其危険が發生の有無又は發生時期に就て必然的のものであれば、危険分擔の方法に依る相互救済の意味を失ひ、單純の貯金となるか他人に對する恩惠的な慈善行爲と選ぶ所が無いからである、従つて保險契約に就ては保險契約の當時契約者の一方又は被保險者が保險事故の生ぜざるべきこ



と又は既に生じたることを知れば其契約は無効である、而して之の危険は吾等の生活上多種多様であるが、當該保険には必ず其危険の種類性質が限定されねばならない、何故ならば其危険の發生率を統計し之に因つて保険金と保険料との關係を定め危険發生に依る需要に應ずるの基礎を確定することが出來ぬからである、従つて危険の限定はやがて保険の種類を確定することになるが、吾商法上は直接經濟上の損害を發生するに至る危険に對する保険を損害保険と謂ひ之を火災、運送及び海上保険に別ち之と人の生死を危険とする生命保険とを對立せしめて規定して居る、然かも損害保険は火災運送等に限らず生活上に生ずべき危険は多種多様であるから陸續として種々の危険を目標として各種の損害保険が發生するのである。

保険が危険分擔の方法に因つて危険發生に依る需要の充足であるとするれば、危険の發生と謂ふこと、經濟上の需要の發生と謂ふこと、は因果關係が無けれ

ばならぬ、換言すれば經濟貨物の需要が生ずることは危険の發生した爲めなることを要するのである、従つて危険即ち保険事故の發生は保險團體員の現に有するか又は將來有するに至るべき或る經濟上の利益が其全部又は一部に於て喪失せねば經濟上の需要を現に發生することは無いと謂はなければならぬ、之れ損害保險に於ては金錢に見積り得べき利益に限つて保險契約の目的と爲し得ると商法に規定した所以であつて之を被保險利益と謂ふのである、換言すれば同一種類の危険に遭遇すれば同一性質の被保險利益を喪失すべき地位にある人々が、其危険を中心として保險團體を作り、現に其被保險利益を喪失した團體員の不利益が需要の發生であつて、之の需要を保險團體で充足し、其需要を満足させることが保險なのである、従つて被保險利益の存在は保險に缺く可からざる様に見へるが實際に於ては恒に然かりと謂ふことは出來ぬ、現に火災保險其他の損害保險では被保險利益の存在は保險の根本を爲すが、生命保險では商法



上全く被保険利益の觀念無く其存在を必要とせぬのである、唯賭博と異なる要點は保險に一般的には危險發生に因る需要の充足と謂ふ旨趣あることであつて、生命保險の箇々の場合には危險發生に因つて被保険利益の喪失無く、従つて全く被保険利益を問題にせぬにしても、其危險發生は經濟上の需要を積極的に生ずるか又は消極的に取得すべかりし經濟貨物の取得を不可能たらしめた點に於て矢張り發生し、保險者は之の需要を満足させる爲めに保險金の支拂を爲すのであると謂ふ意味が一般的には存在するのである、従つて被保険利益の存在を必要とする火災其他の損害保險は危險發生の場合に其被保険利益喪失の範圍を需要額と算定して之を充足する爲め所謂損害填補として保險金の支拂ある爲め、被保険利益喪失の程度に應じて保險金の支拂額には差等を來たすのであるが、被保険利益を認めぬ生命保險は危險發生の場合に豫め定まつて居る保險金全額を支拂ひ、其需要額は保險金全額であると看做すのである、於之乎火災

其他の損害保險には被保険利益の計算額を決定することが必要であつて被保険利益の評價は即ち保險價額である而して被保険利益の喪失に對して其需要充足の最大限度が保險金額であり、其全部喪失に當つて之に相應する需要額を充足填補するには保險價格が保險金額と同一たることを必要とするものであり、若し其保險金額が保險價額に超過すれば之を超過保險と謂ひ之の超過部分に就ては保險の效力を生せず、二以上の保險者と數多の保險を爲して其合計保險金額が保險價額に超過すれば之を重複保險と稱し、保險金額が保險價額より少なき一部保險の場合と共に保險者の支拂ふべき需要充足額、即ち損害の填補額負擔の割合に就て別途の計算方法が講せらるゝのであるが、被保険利益の存在を積極的に要求せぬ生命保險には超過保險及び前示の意味の重複保險又は一部保險の觀念が無いのであつて損害の填補も無く、危險の發生あれば恒に定額の保險金支拂が行はれる許りであり、其詳細は後述する。



(三) 保險期間 保險は特定した危険を目標として危険分擔の方法に因る需要の充足であるからして、危険は特定されると共に何時迄に發生した危険に依る需要を充足すべきかを豫め確定して置かねばならぬ、即ち保險料を受けて危険の發生に當つて保險金を支拂ふべき責任者である保險團體法律上は保險者の責任期間が確定されねばならぬ、而して之の責任期間は即ち保險期間であつて保險者は保險期間内に發生した危険に因る需要のみを充足すれば足り、保險期間の以前又は以後に發生した危険に就ては當然無責任である、従つて亦保險期間内に保險者が需要を充足するに至るべき危険が發生すれば、其後ち他の事故に因つて被保險利益の全喪失を生ずるとも、既に發生した危険に因る需要は後の事故に關係無く保險者之を充足するの責任がある。

保險期間の定め方には色々あるが要するに或る時期から始まつて他の時期に終はることが明瞭でなければならぬ、而して運送保險に於ては特約無き限り運

送人が運送品を受取つた時より之を荷受人に引渡す時までを法律上保險期間として居るが、通例火災保險に於ては保險會社が保險料を領收した時から保險契約期間の最終日の午後四時まで保險會社の責任期間即ち保險期間と定め、亦生命保險に於て生存保險は一定の時期又は年齢まで、死亡保險は死亡の時まで、養老保險にあつては一定の年齢まで被保險者が生存するか又は其以前に死亡することが保險事故である爲め、自然其保險期間は一定の年齢までを終期として其始期を第一回保險料拂込の時と定め、之の間の経過を保險期間と爲し、期間の計算は曆に従ひ然かも期間の計算法は法令裁判上の命令又は特約無き限り午前零時から始まらぬときは期間の初日を算入せず末日の終了を以て期間の満了と爲し、然かも月又は年の始から期間を起算せぬときは其期間は最後の月又は年に於て其起算日に應當する日の前日を以て満了するが最後の月に應當日が無ければ其月の末日を期間の最終日と爲すべきもので、年齢の計算には出生の日



から起算して上述の如く計算し期間の最終日を決定するのである。

(四) 保険料と保険金 保険の根本は危険の分擔であつて其分擔は危険率と保額金に應じた保険料の拂込みである、而して保険團體は危険を中心として出資に依つて結合した保険される者の團體であるから保険料と之の出資を指し、其出資の割合が即ち危険分擔の割合を爲すものであつて、法律上では保險者が保險金を支拂ふ對價として保險される者が保險者に拂込む金額であり、之の保險料の集積が危険發生に依る需要の充足額即ち保險者から支拂はるべき保險金を構成するのである。扱て保險者の徴收する營業保險料は危険分擔の方法に基く純保險料と保險組織の運用と利益とを之に割當てた所謂附加保險料との合一したものである、而して純保險料は保險組織に當然隨伴するもので其理論的計算の基礎は一保險期間内に發生した需要の充足額が同一期間内に拂込まれる純保險料の總額と同一額たるべきことであつて之を給付反對給付平準の原則と謂

ひ、保險事故の偶然性を利用して、生命保險にあつては死亡生殘表に依り損害保險にあつては危険の發生を統計して、其死亡率一般には危険率を先づ測定する、而して之の危険率と危険發生に因る需要額とから保險料を算出するものである、危険率は一年を標準として測定されるから其保險料は一年分全く不可分で、例令保險關係が中途に於て消滅しても一年分の保險料は細分されて返還されること無く亦一年分の保險料を數回に分割拂込を爲すときも其各分割部分は獨立した一保險料とならず、其合一した一年分が一保險料を爲すこととなるのである、従つて保險料算定の基礎を爲す一年と謂ふ標準期間を保險料期間と謂ひ、保險期間とは全く異なる期間である、純保險料の算出は統計に基く複雑な計算方法を要するものであるが之を簡單な形式に還元すれば、各二千圓の保險價額ある家屋所有者百人が火災保險團體を作るとして一年間に火災に依る家屋燒失の危険率が百分の五であるとすれば一年間の燒失家屋數は五であるから一家屋二



千圓なれば合計金一萬圓の需要を生ずるもので、従つて各人の一年間の保険料は百分の一萬圓即ち金百圓である、而して保険者は之の純保険料に保険組織の運用即ち契約の募集費事務費及び利益を附加保険料として加算し、營業保険料又は表定保険料として之を保険される者から拂込ませるのである。

保險會社は年一回の決算期に収入保険料總額から支拂の責任が既に發生したか又は發生の虞ある保險金額、拂戻金及び保險契約上の配當金を支拂備金として積立て、更らに責任準備金を積立てねばならぬ、而して之の責任準備金は保險會社の營業年度と拂込保険料期間とが一致せぬとき次年度に亘る保險料の部分即ち未經過保險料の外、平均保險料を拂込ましめ各保險料が次期以後の保險料をも含む通例の生命保險にあつては、一保險料中次期以後の保險料の部分を保險料積立金として之を積立てねばならぬ、保險料積立金は利殖に依り其積算額が結局保險金を構成するに至るべきものであつて、法律上之を被保險者の爲め

に積立てたる金額と稱し生命保險關係上の積立金で其大部分は生命保險契約が中途解約せられたとき、保險契約者に拂戻さるべき解約返還金となるもので、營利保險に於ける保險契約者其他保險金額を受取るべき者は之の積立金額に付て會社財産上に他の一般會社債權者に優先して支拂を受ける優先權があるのである、次に生命保險會社が責任準備金の一部として保險料積立金を爲すに當つては其算出に純保險料式とチルメル式との二方法がある、前者は營業保險料中から附加保險料を差引いた純保險料の内次期以後の全保險料を積立てる方法で後者は之の部分から更らに新契約募集の費用を借入れ扣除した殘部を積立て其借入部分を數年間に順次返還して純保險料式と同一計算に至らしめる方法であつて、各保險會社に依つて其方法は異なるものである。

保險關係トに特定された危險が發生せずに保險期間が經過すれば保險された者は保險金の支拂を得ぬものであるが、然かるるとき既拂込保險料の運命如何、



之は保險者の方針に依つて異なつて居り一概に言へぬが、全く拂戻をせぬものと、一部の拂戻をするものと、其全部を拂戻するものがあるが全部拂戻されぬのが本則である。

保險金は保險料の集積であつて危険の發生に依つて需要を生じた者に之が充足の爲めに支拂はれる金額である、時には金銭で無く却つて現物で充足されることもある、反之保險關係の發生に當つて豫め協定された保險金額は危険發生の場合に現に支拂はれる保險金と同一金額であるものと然からざるものとあつて、其同一な保險は之を定額保險と謂ひ生命保險の如きである、然かるに火災其他の損害保險は損害として計上される需要の充足即ち損害填補であるから、現に支拂はれる保險金は保險金額を限度とする金額である爲め、其保險金額は單に危険發生の場合に支拂はるべき保險金の最大限を定めたに過ぎぬ、従つて保險價額と保險金額とが同一額であつて其保險價額の全部に亘る被保險利益が

喪失すれば、豫め協定された保險金額が其保險金として支拂はれるが、保險價額の一部の喪失であれば其部分に相當する金額が保險金として支拂はれることになり、若し又保險價額より少なき保險金額であれば其差額の保險價額に就ては保險される者が自ら保險するものとして、保險金額の保險價額に對する割合で保險金が支拂はれる、之れ一部保險に於て保險價額の一部が喪失したときに行はれる計算方法であつて重複保險にも亦之が應用されて各保險者の支拂ふべき保險金の數額が定まるのである、然からば危険が發生し需要を生ずれば恒に保險金が支拂はれるかと謂ふに必ず然かりと斷定することは出來ぬ、法律又は契約上保險者は全く其責任を免がれ或は積立金の拂戻を以て足ることがあり其詳細は後述する。

(五) 保險關係の發生 保險事故を中心として保險される者が保險料を拂込み之に對して保險する者が保險金の支拂を爲すことにつれて、保險に關する權利義務



務の發生は保險關係が創設せられるからであつて之の關係の發生は、吾等の自由意思に基く約束即ち契約に依つても發生するし又國家の強制に依つても發生する、而して本書は保險契約に依つて之の關係が發生する場合の全法律關係を説明するもので、従つて保險者對保險契約者間の保險契約の締結に始まり其消滅を以て終はるのである、保險契約者は保險される者として保險料を拂込む契約の一方の當事者であり、保險者は保險する者として保險金の支拂を爲すべき契約の相手方である、而して保險者には内外法人があるが通讀の便宜上總て之を保險會社と稱すべく、其相手方たる保險契約者と密接の關係を有して保險會社に對する者に被保險者及び保險金受取人があり、火災其他の損害保險に於ける被保險者は被保險利益の所有者であつて従つて危險發生の場合に保險金の支拂を受ける者であるが、生命保險に於ての被保險者は保險の目的として危險の發生すべき人自身を意味し、其保險金受取人は被保險者に危險の發生したとき

保險金を請求し得る權利者である、されば損害保險に於ては保險契約者と被保險者、生命保險にあつては保險契約者と被保險者及び保險金受取人とは之を區別して觀念するの必要があり、之の二者又は三者が同一人であつたときも尙其各資格を區別することが便利である。

保險關係の發生に就て特に注意すべきことは保險契約の締結に際して存在する保險仲立人、保險會社の代理店及び保險會社の勤誘員の性質權限である。

保險仲立人と謂ふのは保險契約の締結を媒介する營業者で商人であるが、若し一定した營利保險會社の爲めに保險契約上の代理又は媒介を爲す者は亦獨立した一箇の代理商ある、而して保險仲立人は主として海上保險契約に於て活躍する商人であつて、其權限は保險會社との契約に因つて定まるもので、單純に契約締結の媒介を爲す仲立人は仲立營業を營む商人として自己の手を経て保險會社對保險契約者間に保險契約が成立すれば、其双方から報酬を受けられるの



であるが通例保險會社に於て之を負擔するのであり締結された契約の運命に影響を與へる如き特殊の權限を有せぬのである、反之保險會社の代理店と謂ふのは其店主が保險契約締結の媒介を爲し、又保險會社の勸誘員と同一に保險契約者たらんとする者を勸誘して契約締結を薦めるのみならず、生命保險の代理店の如きは保險會社の爲めに其保險料を受取り保險會社の依頼に因つて送附し來たつた保險金を相手方に交付するの任務を有して居る、従つて生命保險に於て保險金支拂が代理店を経由するを通例とする場合には、其代理店所在地が裁判上保險金支拂地として保險約款の定め反して保險金の請求權者は其地に訴を提起し得るとした裁判がある、最後に保險會社の勸誘員は又外交員とも謂はれ單に保險の勸誘を爲し保險會社の爲めに契約の相手方を物色して保險契約者たらしめることに盡力して、無事保險契約が成立すれば保險會社から其勸誘報酬を受ける者に過ぎぬ、従つて代理店主及び勸誘員は保險仲立人と同様に保險會

社との契約に因つて特別に權限を與へられぬ限り保險會社を代理して契約を締結する權限は無いのであるから、之等の者が後述する告知義務の履行を受け其他保險契約者と契約締結に際して各種の交渉又は約束を爲すも何等保險會社を拘束するもので無く、保險會社は夫等の者の爲した契約者との約束交渉に關係無く保險契約上の權利義務を主張することが出来るものである。

(六)保險證券 保險證券は保險契約が締結された後ら保險契約者の請求に應じて保險會社が發行すべき一定事項を記載した證據證券であつて、單に如何なる内容の契約があるかを示すに過ぎぬもので夫自身は財産權を表彰する手形、株券、倉庫證券の如き有價證券では無い、通例表面に保險契約の直接の内容を記載し裏面に其詳細な契約條項が掲げられてあり之を保險約款と稱する、保險約款は其保險契約の効力其他の條件を定めたもので主務官廳の許可を受けて保險會社が決定したものであり、保險契約申込書には例外無く之の保險約款に従つ



て契約の申込を爲す旨が印刷されて居るから、反證無き限り其保険契約は保険証券に記載した保険約款の定むる所に依つて締結されたものとなるのである、而して之の約款には一般的に通常の保険契約に就て定められた普通保険約款と契約締結當時の特別の約束を以て之の約款を變更した特別保険約款とがある、後者は特別な場合の約款であるから之を概括して其内容を説明することは出来ぬに反して、前者は一般的のものであつて普通保険約款に因る保険契約が通常行はれるものであるから、本書は保険法の規定を參酌しながら之の約款に因つて保険の梗概を解説するのである。

火災保険証券に記載される法定事項如次。

(1) 保険の目的。

之の目的が建物なれば其所在、構造及び其用法。

動産が保険の目的なれば其動産を納る、建物の所在、構造及び用法。

- (2) 危険の種類として火災。
  - (3) 保険價額を定めれば其價額。
  - (4) 保険金額。
  - (5) 保険料と其拂込方法。
  - (6) 保険期間の始期と終期。
  - (7) 保険契約者の氏名又は商號。
  - (8) 保険契約の年月日。
  - (9) 保険証券作成地と其年月日。
  - (10) 保険會社の商號と代表者の署名又は記名捺印。
- 生命保険証券に記載せらるべき法定事項如次。
- (1) 保険契約の種類。

生命保険には生存、終身又は養老保険の區別があるから其保険契約の種



類。

- (2) 保険金額。
- (3) 保険料と其拂込方法。
- (4) 保険期間を定めれば其始期と終期。
- (5) 保険契約者の氏名又は商號。
- (6) 被保険者の氏名。
- (7) 保険金受取人を定めれば其氏名。
- (8) 保険契約の年月日。
- (9) 保険證券作成地と其年月日。
- (10) 保険會社の商號と其代表者の署名又は記名捺印。

保険契約は保險會社と保險契約者との申込と承諾の合致に因つて成立するものである故、其内容の變更は右當事者の合意を要するものであるが、保險證券

に記載され或は之に添付さるべき保険約款は豫め保險會社で定めて置くものである爲め、後日其變更を爲したるとき契約當時の約款との關係如何の問題を生ずるが、其保険約款は亦保險契約の内容を爲すものである故保險會社の任意に變更した約款の効力は既に變更前の約款に因つて結ばれた保險契約には何等の影響さ及ぼさぬものである。

## 第二節 保險契約

(一) 保險の種類 保險の目的は通常箇々の物又は人にして箇別的に之が保險せられるのであるが、時には物又は人の集合が保險の目的となつて一の保險契約が締結されるときもあり、又倉庫業者の爲す火災保險の如く日々増減變更する在庫品に就て總括的に之を爲すこともあるが、其如何なる契約を爲したるかは箇々の場合に判定すべきもので之が區別を此處に示す必要なきが故、他の方面



から保険の種類を必要の程度に於て解説する。

保険を物保険と人保険に別ち又損害保険と定額保険とに種別する者があるが吾保険業法では保険會社は再保険を除いて損害保険と生命保険との兼營及び他の事業の兼營を許さぬ故、勢ひ保険には損害保険と生命保険との二大別あることになり、又商法には被保険利益を保險契約の目的として危険の發生に依る被保險利益の喪失したときに保險金額の限度に於て其損害填補を爲す損害保險の部門に火災保險、運送保險及び海上保險を一般的に亦簡別的に規定し、被保險利益を認めず保險價額無き生命保險を他の部門として規定して居るから、保險業法に謂ふ生命保險と商法上の生命保險とは其範圍を同一にせぬものであるが、大體之の二種類あり之に各種の體様を生ずるのである、而して上述再保險と謂ふは保險會社が相手方に對して負擔する保險金の支拂を被保險利益として他の保險會社と爲す保險であつて、家屋商品其他動産不動産の賃借人其他他人の物を保管する者が其燒失に因つて支拂責任を生ずべき損害賠償の爲め其物を火災保險に付せるときと同様、損害保險中の責任保險の一種である。

保險は保險契約者の利益の爲めに契約せられるのが通常であるが、若し他人の利益の爲に保險契約をすれば他人の爲めにする保險であつて、損害保險に於ては保險契約者は保險料を支拂ふ責任を負擔しながら其利益を享ける他人が被保險者として危険の發生あれば直接保險金の請求を爲し得、生命保險であれば其他人が保險金受取人として同一の權利がある、而して保險契約者が破産の宣告を受け未拂保險料あり且つ之の被保險者及び保險金受取人が保險金請求の權利を拋棄せぬときのみ之等の者は保險會社の要求に従つて保險料支拂の義務を負擔するに過ぎぬものであるが、然かし他人の爲めにする保險の被保險者及び保險金受取人は保險契約の解除、解約其他の處分をすることは出來ぬものである而して之の被保險者及び保險金受取人は保險契約の締結と共に保險金受取の



権利を取得するが、唯火災保険其他の損害保険に於て保険契約者が其被保険者たるべき者の委任を受けず謂はゞ勝手に他人の爲めにする保険契約を爲したとき委任を受けざる旨を保険會社に通知せなかつたときは其保険契約は無効である。

損害保険では他人の物に就ても自己が被保険利益を有して居る爲め自己の爲めに保険を付することが出来るのみならず、更らに他人の爲めにする前示保険を爲すことが出来るが、生命保険に於ては他人の生命に關して保険契約を爲すことが屢あり、之を他人の生命の保険と謂ひ其他人が保険金受取人として同時に其者の利益に於て他人の爲めにする終身又は養老保険が行はれるときで無ければ、必ず其他人の同意を必要とするもので之を生命保険契約締結に際しての被保険者の同意と謂ふ、生命保険の被保険者は生死と謂ふ危険の生すべき人を指し損害保険の被保険者の如く被保険利益を有する者として保険金の支拂を受

ける人を指すのでは無いのである、而して之の他人の生命の保険に於ては保険金受取權の讓渡、保険金受取人の指定變更にも亦被保険者の同意を必要とするもので、之の同意が無ければ其生命保険は無効であるか又は其讓渡變更は無効となるもので、之等の事實の變動は常に保険會社に通知することに依つてのみ保険會社に對して其權利讓渡又は保険金受取人の指定又は變更を主張し得るものである。

(二) 保険契約の締結と其無効 保険契約は通常保険會社の作成した保険申込書に必要な事項を記入して保険契約者が署名又は記名捺印し、更らに火災保険に於て他人の爲めにする保険ならば其旨を明記し、生命保険に於て他人の生命の保険ならば被保険者が其保険の被保険者たることに同意した旨を記入し被保険者の署名又は記名捺印を爲さしめ、保険金受取人を保険契約者以外の他人と定めれば他人の爲めの生命保険であるから其保険金受取人の氏名を記入して、之



の保険申込書に依つて會社に保険を申込みのである、而して之の申込を受けた保険會社は夫れが火災保険であれば保険の目的たる動産不動産が火災に罹るべき危険程度に應じて一定の保険料に依つて保険契約を結ぶものであり。夫れが生命保険であり且つ診査保険ならば保険の目的たる被保険者の身體検査を爲した後一定の保険料に因つて保険契約を結ぶのである。保険契約者の申込に對して承諾を爲し保険契約を成立せしめる保険會社は保険契約者に對して承諾の通知と共に保険料の拂込を請求するもので、保険會社は契約成立後保険料を領收したときから保険金支拂の責任を負擔するのが通例であつて之を保険約款に明定して居る。保険申込書に記載すべき事項は現に保険契約者が締結せんとする保険契約の主たる内容であり且つ保険會社が其申込を承諾すべきか又は拒絶すべきかを決定せしめる重要事實であつて、之の事實は保険申込書に記載する必要があり、之を保険契約者及び被保険者の負擔する告知義務と謂ふのである。

保険契約は契約の一種として保険申込者に法律行爲を爲す能力あるか又は之の能力の無い者は他人の意思が之に關與することを要するもので、保険申込者が滿二十歳以下の男女であれば親權者又は後見人が保険契約をすることに同意し又は之等の者が法定代理人となつて未成年者又は禁治産者の爲めに保険會社と契約を爲す必要があり、準禁治産及び妻は其契約が自己の財産に重要な關係を及ぼす限り保佐人及び夫の同意又は許可が必要である、而して未成年者禁治産者又は妻がその同意又は許可を受けずに保険契約をすれば後日本人其他の者に於て其保険契約を取消し得其契約は初めから無効なものとして取扱はれる、反之之等の者、他人の代理人となつて保険契約をするには同意又は許可を享けずとも代理權ある限り有効に代理權を行使して保険會社と契約を爲すことが出來、事實其權限が無くも後日其權限を與へられ其契約を本人たる其他人が有効と認め所謂追認を爲せば亦其契約は遡つて有効となる、而して保険會社



は常に代表取締役支配人其他契約締結の権限ある者が會社の代理人として契約を爲すのである。

保險契約が形式上締結されても本來無効である場合は種々あるが一般的に謂へば、保險契約の當時保險會社又は保險契約者若くは被保險者が保險事故（危險）の生ぜざること又は既に生じたことを知れば其保險契約は意味を爲さぬもので従つて無効である、尙火災保險の如き損害保險では他人の爲めにする保險で委任を受けずに之を爲すとき之を保險會社に告げぬか又は後述する超過保險の如きは皆無効であり、生命保險に於て他人の生命の保險に被保險者の同意を得ぬ如きとき亦無効であり、一般に保險契約に際して詐欺の行爲あれば其保險も無効と保險約款には定めて居る、而して保險契約の全部又は一部が無効な場合に、保險契約者及び被保險者が保險契約締結當時其無効を知らず且つ其知らざること就て非常の不注意が無かつたときは保險會社に對して保險料の全部

又は一部の返還を請求することが出来る。

(三) 保險契約の消滅 保險契約が一旦有効に成立した後保險の作用を全ふするか又は全ふせずに契約が消滅する場合は種々ある。保險會社と保險契約者が解約の合意をすれば保險の終期を定めた保險期間の満了と同じく當然爾後保險契約は消滅するが、一旦危險が発生して保險金額の全部特に損害保險に於ては其大部分が支拂はれ終はれば、保險をした目的が成就して保險契約は消滅する、尙之の外危險發生の可能性が著るしく増加變更し其原因が保險契約者又は被保險者の責任に歸せしめ得るとき、及び保險契約の解除があれば保險契約は將來に向つて失効する結果又保險契約の消滅を來たすものであり、損害保險に於ては被保險利益の消滅あれば亦同一の結果となる。

契約の解除と謂ふのは契約者の一方が一定の原因に基いて他方に對して契約を締結せなかつた既往の状態に復歸せしめるべきことを通達するに依つて、其



解除の効果として契約をせなかつた當時の状態を再現するに至つて相互に相手方を原狀に復せしめる義務を負担するに至ることであつて、契約を解除する旨を通知すれば當然に解除となるものであり之の解除を爲し得る者は契約又は法律の規定に依つて解除権を有する者に限るのである、然かるに保險に於ては契約の解除を之の意味に使用することが稀れで通常保險契約が一方的意思で將來に向つてのみ其効力を失ひ解除あつたときまでの契約の効力は其まゝに之を認める所謂一方的の解約を亦解除と謂ふて居る。

### 第三節 保險契約上の告知義務

(一)告知義務の性質 保險は危險分擔の方法による相互救済の組織的方法であつて保險團體を順當に維持し危險分擔の公平を得る爲めに、保險團體に加入する者に就て取捨選擇の必要がある、而して其選擇には保險會社が保險契約の申

込を承諾するか拒絶するか承諾するにしても特別高率の保險料を拂込ましめるか否かを決するに足る事實を知る必要がある、然かし之の事實を保險會社の單獨調査に任かせることにすれば、其調査費が多額となる結果勢ひ附加保險料の増加となつて一般保險契約者の不利益を來たすものであるから、法律は損害保險に於ては保險契約者に又生命保險に於ては保險契約者及び被保險者に告知義務を課して保險契約が成立する時迄に、保險會社及び診査醫等に告知義務の履行を爲さしめることに定めて居る、然かも之の義務の履行は之を受ける權限ある者に對してせねばならぬものである故、代理店主又は勸誘員其他特別之が權限を有せぬ社員などに對して告知義務を果たすも告知義務の履行とはならぬもので、従つて保險申込書に記載することが最も正確であり且つ將來の爭論を未然に防せぐことになるのである、而して之の告知義務は生命保險にあつては契約當時許りでなく第一回保險料拂込の時まで存續し、保險料拂込延滞に依る猶



豫期間經過後の契約失効につき其復活請求の時にも亦存在するものと保険約款上定められてある、反之損害保険にあつては保険期間満了後其保険契約を繼續し得保険料領收證を以て保険契約の繼續を證するときは、之れ同一條件に依る新契約の締結であるからして、従前の契約締結後或る事實に變動があり夫が告知義務の内容にあたれば契約繼續の際更らに之を告知する必要がある、何故ならば繼續は新契約の締結で従つて新たに告知義務が存在するからである。

(二)告知義務の内容 告知義務の内容は告知義務者が保険會社に對して保険契約上重要な事項を明告することであつて、其重要な事項と謂ふのは直接危険の測定に必要な事柄許りで無く、保険會社が保険の申込に對して諾否を決し或は其承諾を爲すには高率保険料を要求すべき性質の事項を如實に保険會社に告げることである、従つて保険會社に告げなば保険會社は契約の申込を拒絶するか又は少くも特別保険料の支拂を求めて其申込を承諾するに至るべき事項は總

て之を保險會社に明告する必要あるもので告知事項と謂ふ、告知義務者が之の告知事項の明告を爲さぬときは危険發生の前後を問はず保險會社に依つて將來に向つて其保険契約を解除される不利益を招くものである、而して之の告知義務違反の結果を生じ従つて不利益を受けることは告知義務者が告知事項に就て積極的に不正の事實を眞正の事實の如くに告知するか、又は消極的に眞實の事實を告げず黙秘することに依つて行はれ、然かも之の不正の告知又は事實の黙秘が告知義務者に於て眞實の事實を知りつゝ行はれたか又は非常の不注意の結果として行はれたかときに限るので、告知義務者が非常の不注意に依つて重要事實を思ひ浮べなかつた爲め告知せなかつたかときの如きも亦告知義務の違反となるのである、而して告知事項は保險會社が危険の測定上必要な事項を中心として契約の成否或は特別保険料の請求に依り、契約の成否を決すべき原因となる事項であるから其範圍は廣きものであり、其一々を此處に説明することは出來



ぬが一例を掲げれば生命保険に於て被保険者が肺結核に罹り或は他の保険會社に保険を申込み拒絶せられたる事實の如き、家屋の火災保険に於て石造たるか木造たるかの如き常に告知義務の範圍に屬する重要事項である、而して告知義務の履行あるか違反あるかの問題は、告知事項の一々に就て觀察すべきもので肺結核たることを告知するも他の保険會社より申込を拒絶されたことを告知せねば其事實に就て告知義務違反となるのである、告知義務は如之く保険契約締結上重要な事實の一切を含んで其違反ありや否やを決定し、若し其違反あれば保険會社の爲めに契約を解除されるものであるが、假令客觀的に告知義務違反と認められる不正の告知又は事實の黙秘が行はれたとしても、保険會社が眞の事實を知り又は不注意の爲め之を知り得なかつたときは保険會社を保護する必要が無き故、其範圍の重要事項に就ては告知義務違反ありとして保険會社は其保険契約を解除し得ぬのである、従つて保険申込書に記載して告知義務を果た

すべきに其一部を脱漏するか又は不正に記載したとしても、保険會社の診査醫等に對して其診査の範圍の事項を之に明告して之が補充訂正を爲し得ると共に之の補充訂正を爲さぬも彼等が其職務を遂行するに一般的に必要なとせられる注意を拂へば事實の眞相を觀破し得べかりしときは、其不知は要するに會社の不注意即ち過失に依つて生せるものとなつて、亦告知義務者は其不正告知乃至事實の黙秘に依り告知義務違反としての制裁を受けぬものである、但し之の事は會社の知り又は知り得べかりし事項に限るものであつて、他の事實に就て告知義務違反の問題を生ずることあるのは元より當然である、而して客觀的に告知義務違反あるも會社が過失に依つて之を知らざりしものであるとして會社が却つて其不利益を負擔すべき問題の生ずるのは、主として生命保険に於て生ずることとて特に保険診査に於て多く起こることである。

**(三)告知義務違反の制裁** 告知義務違反の事實があり然かも保険會社が之の違



反の事實を知つてより一ヶ月内又は保險契約締結の時から五年を経過せざる内は、保險會社は保險契約者若し保險契約者の住所が知れぬときは約款上被保險者乃至保險金受取人に其保險契約の解除を通知して、將來の保險金支拂責任を免がれることが出来るのみならず、保險事故即ち危險發生後と雖も之が解除を爲し一旦支拂へる保險金の返還を請求し得、加之其支拂責任を免がれることが出来る、而して既に受領した保險料は拂戻の必要無いものであるが、生命保險に於ては通常解約返還金額を保險契約者に拂戻することに定めて居る。

告知義務違反の制裁としての契約解除従つて保險金支拂責任の免脱は、保險會社に於て契約解除の通知を爲すに依つて之の結果を生ずるのであるが、一旦其存否に付て争を生ずれば保險會社は告知義務違反の事實、即ち保險契約上重要な事實に就て黙秘し或は重要な事項に就て不正の告知を爲し、然かも之の事實の黙秘又は不正告知は告知義務者が事實の真相を知りながら之を敢てしたか

又は非常に不注意の結果に原因することを證據を擧げて主張せなければならぬ然かも解除を不當とする保險契約者其他保險金の請求權者は保險會社の之の立證に對する反證を擧げて自己の抗辯とすべきであつて、其抗辯は假令告知義務違反が客觀的に存在するも尙其違反となつた事實は保險會社が如實に知つて居つたことであり、或は少なくとも保險會社が注意を拂へば知り得ることであるに不拘不注意の爲め之を知らざるものであると抗辯するか、若くば其契約解除は保險契約後五年を経過し或は保險會社が告知義務違反を知つてから既に一ヶ月を経過した後ちの解除であるから、解除權消滅後であつて従つて其解除は不當であると抗辯することも出来る、而して危險發生後の解除ならば保險事故發生の原因は告知義務違反を構成する黙秘乃至不正告知の事實と關係無き他の別の原因であることを立證しても亦解除を無効たらしめ、以て保險會社に對して保險金を請求し得るのである。



(四)告知義務違反と詐欺錯誤 保險會社は保險契約者及び被保險者等告知義務者の告知に信頼して保險契約を締結するのであるが、若し保險約款上に詐欺に依る保險契約は無効であると定めてあるとき之と告知義務違反との關係如何、又告知義務違反として契約解除を爲し得ぬ如きとき之と錯誤との關係如何の問題がある。

詐欺は相手方に誤まつた觀念を抱かせ以て法律上効力ある行爲を爲さしめる目的で、詐欺者が虚構の事實を眞實なりと報告するか、又は眞實を告白する義務あるとき黙秘して、相手方が之の詐欺者の報告黙秘に依つて現に誤まつた觀念を抱くに至り、遂に本來ならば法律上効力を生ずる行爲をせざるべきときに如之き活動靜止を爲すに至つたことを謂ふのであつて、告知義務違反は必ず多少は保險會社をして或る事實を誤信せしめる結果を生ずる爲め、之が詐欺として保險契約を無効とするか告知義務違反として解除の原因を爲すに過ぎぬかの

問題となるのである、乍然詐欺には告知義務者に詐欺の意思即ち保險會社をして或る事實につき誤まつた觀念を抱かせ其結果保險契約を締結せしめる目的あるを要し、之が爲めに告知義務違反となるべき事實の黙秘又は不正告知あるときに於てのみ其保險契約は詐欺に依る契約として約款上無効となるのであるが告知義務者に如之き目的無く然かも事實の黙秘又は不正告知あるときは單に告知義務違反のみ生ずるのである。然からは如之き詐欺に依る契約の無効が約款上規定して無かつたときは如何、告知義務違反に依る契約解除と民法上の詐欺錯誤とは其目的内容を異にし従つて之の兩者は各獨立に其効果を有するものであるとの學説及び判決例があるが、元來告知義務の規定は獨り保險會社を保護する許りで無く、保險契約者をも亦保護し保險組織の完備を期待するものであるから民商二法の對立上告知義務違反の範圍に於ては、民法上の詐欺に依り契約の取消は出來ぬものと信ずる、之と同一理由に依つて認識と對象との不一致



即ち錯誤ありとするも告知義務違反の範圍に於ける誤信は以て其保險契約を無効とするに足らぬものである。

#### 第四節 相互保險と營利保險

(一) 保險者の資格 保險料の拂込を享け以て保險金を支拂ふ保險者は政府健康保險組合の如き公法人もあるが、一般契約保險に於ては主として私法人であつて、吾國に於ては株式組織の營利保險會社及び基金醸出者と保險契約者たる社員に依つて構成される相互保險會社の二種に限り、外國保險業者は會社たる一私人たることを問はぬが、事實は政府の免許を受け法定の供託金を爲す保險會社である、而して之の供託金に就ては吾國の營利保險會社に於けると同様保險契約者又は保險金受取人に他の一般債權者に優先して辨濟を受ける權利があるのである。本書は内外法人の區別無く簡易生命保險の如き官營に非ざる契約保

險につき生命保險と火災保險とを研究するのである故、説明の便宜上常に保險者を保險會社と總稱して居るが之の保險會社には營利保險株式會社と相互保險會社とを含み、其商號中に相互保險の文字無きものは常に營利保險會社たることを念頭に置きながら以下之の兩者を説明する。

(二) 相互保險 保險は保險料拂込に依つて危険を分擔する方法に依つて現に發生した危険による需要を充足する組織と作用であるからして、經濟上保險團體が構成され其團體員各自は分離しては保險料を拂込み以て保險金の支拂を享けべき保險せられる者であり、結合しては保險團體として保險料の拂込を享け以て保險金を支拂ふ保險者たる集團を爲すのである、而して之の組織と作用とが直ちに法律上に現はれ保險者として其團體員に對するのが相互保險である、吾國の相互保險は株式會社の資本に相當する基金の醸出者あり之に保險團體を構成すべき保險される者が、其創立の際には發起人乃至最初の社員となつて相互



保險會社を組織し、爾後は之の會社の社員となるものが直ちに保險關係を生ずるに至るのである、従つて保險料の拂込及び保險金の支拂其他保險に關する權利義務は、會社對社員の團體關係と終始するもので其兩者の關係は恰かも株式會社と其株主の關係と同様である、されば保險契約者は獨立の相手方と保險契約を爲すのと異なつて會社の事務に參與し、株主總會に該當する社員總會又は其社員總會に於て議決權を行使し、利益金に相當する剩餘金乃至會社解散の場合に殘餘財産の配當を受けることが出来るのである。相互保險の組織は如之くであるから營利保險と異なつて相互保險會社は商人で無く其保險契約は嚴格な意味に於ての保險契約では無いが、其作用は之と殆んど同一である故損害保險の商法の規定は其性質の許す限り準用せられる。只相互保險の社員は常に保險料を限度として會社に對して拂込責任を負擔する種類の外、保險料外尙一定の金額を限度として責任を負ひ、又は社員全員が會社に對して無限の責任を

負擔する種類の相互保險もあるが、吾國には保險料を限度とする社員のみのであつて、従つて會社に缺損を生ずれば危險發生の場合に支拂はるべき保險金を豫め削減せらるゝことあるべく、保險關係と社員關係とは分離出來ぬものである爲め、損害保險を目的とする相互會社の社員が保險の目的例へば火災保險に於ける家屋を他人に讓渡すれば營利保險に於ける如く同時に保險契約上の權利を讓渡したものと法律上推定されること無く、其讓受人が會社の承諾を得たるごきのみ讓渡人の權利義務を承繼し得、生命保險を目的とする相互會社の社員は會社の承諾を得て他人をして其權利義務を承繼せしめ、以て其他人を自己に代つて社員たらしめることが出來得るもので、社員は會社の定款に定めたる退社事由の發生、死亡、破産及び保險關係が消滅すれば退社し定款又は保險契約の定むる所に従つて會社の事業年度の終より六ヶ月内に支拂を受くるを得べき金額の拂戻を請求し得ると共に、之の期間經過後二年を経過すれば之の退社



員の拂戻請求権は時効に依つて消滅するに至る、尙之の計算に於て會社の現在財産が會社の債務を辨濟するに不足な場合には退社員は自己の責任額を限度として其負擔に歸すべき會社の損失額を拂込まねばならぬ、而して生命保險の相互會社では保險契約の形式に依り其保險約款に任意の解約、即ち將來に向つてのみ効力を生ずる保險契約の任意解除を認めて居るから問願は簡單に解決されるのである。

相互保險と營利保險の利害得失如何は只皮相の觀察を以てすれば、保險契約者の爲めには營利保險より相互保險の方が遙かに有利に考へられるも無理からぬことであるが、膨大な保險團體を擁する現今の保險では相互保險に於て未知の多數者間に於ける社員總代の選舉、社員内外の取締役監査役の在職、社員に剩餘金配當の如き、營利保險の契約者が利益配當付き保險に限つて利益の配當を受け、他は總て會社を組織する株主の利益となり従つて之の利益の部分丈

け營業保險料高率なりと考へる者もあるが、其利益の部分も營業保險料に加算し各保險契約者に割當てれば其高低の如き殆んど謂ふに足らず、利益の大部分は危險率測定と危險の發生との關係事業の經營費の多少及び會社財産の利用如何に根據することが多い故、契約者が直接會社の業務に參與し得ぬこと、共に夫は大なる利損を及ぼさぬもので、其根本的利害は寧ろ相互又は營利保險と謂ふ組織に在るのでは無く却つて會社の實質及び其經營振り如何にある。

(三)營利保險 保險は相互救濟の手段として特殊の結合團體間に相互組織が行はれ、次で保險が一の營利事業の目的に利用されるに至つて營利保險が經營されるに至つたもので、相互保險の如く經濟上の保險團體と保險者とが一身同體を爲さず第三者が保險團體の事務を行ひ、保險團體は單に潜在的に其第三者の經濟上の基礎を爲すに過ぎず、法律上は其第三者が自己の計算に於て保險團體を構成すべき保險される者を募集し、其第三者が保險者として之と保險契約者



との對立することに依つて保險が行はれ、然かも保險團體の財産は全く保險者の資産となる保險が營利保險であつて、通常の各種保險株式會社は即ち之の保險者であり之と保險契約者間の任意の保險が純然たる保險契約で、相互保險に所謂保險契約は之の保險の轉化借用であるが、亦營利保險に於て利益配當附き保險契約は相互保險からの借用である、而して營利保險に於ける保險契約は保險關係が團體關係から派生せられるのでは無く、單純に保險契約として保險會社保險契約者、被保險者保險金受取人等の間に保險關係を發生せしめるものである爲め、保險會社の損益と保險契約者其他の者の利害とは特別の場合の外相關するものではないが、生命保險を目的とする營利保險に於ては保險契約者又は保險金受取人は保險關係上の積立金額に就て保險會社の特別擔保の目的たるざる財産に對し一般他の債權者に優先して辨濟を受けるの權利を有して居るものである。

(四)保險會社の動搖 保險會社は其設立經營及び財産利用に就て國家の嚴重なる監督をけるのであるが、無常流轉の渦中に活動するものである故盛衰消長は免がれることが出来ぬもので、其結果保險契約に影響を生ずるのは自然の理である。

(1) 保險契約の包括移轉。

保險會社は事業の縮少又は事業經營の困難等から保險關係を離脱する爲め、責任準備金算出の基礎を同じくする保險契約の全部又は一部を一括して他の保險會社に移轉することが出来る、而して全保險契約の包括移轉を爲すには保險會社間の移轉契約を以て其各株主總會の決議に依つて行はれ、生命保險契約に就ては保險金額の削減及び將來の保險料減額をも定め得るもので、包括移轉を爲さんとする會社は移轉契約の要旨と兩會社の貸借對照表に併せて、二ヶ月以上の一定期間内に之の移轉に異議



ある保険契約者は其異議を申出つべき旨を公告すべく、其期間内に於ける異議が保険契約者總數の十分の一以上又は保険金總額の十分の一以上の保険契約者から申出でられれば、保険契約の移轉は實行し得ぬことになるのである、反之包括移轉の實行あれば生命保険に於ては保険金額及び保険料の減額は保険契約者の意思に反しても行はれる結果となる、而して相互保険にあつては總社員の半數以上で其四分の三以上の同意を得た社員總會の決議で保険契約の包括移轉を實行し得、之の場合には異議申出催告の公告を必要とせぬのである。

保険契約の包括移轉が實行されれば移轉された各保険契約は其性質の同一を保ちながら、其契約讓受會社と保険契約者其他の者の間に従前通りの權利義務が繼續するに至るものである。

## (2) 保險會社の合併。

會社の合併と謂ふことは一又は數會社が他の會社に汲收されて一會社の膨脹と共に他の一又は數會社が解散するか、各會社が一樣に解散すると共に之に關連して別箇の會社が成立することであつて、保險會社の合併は保險契約の包括移轉のときと同様な手續を要し更らに合併の決議後、二ヶ月以上の一定期間内に合併に對して異議ある債権者は之を申出すべき旨を公告し、且つ會社に知れて居る債権者には各別に之を催告すべきものであつて、債権者が之の所定期間内に異議を申出でれば之に其債権の辨濟を爲し或は相當の擔保を提供せねば合併を爲すことが出來ず、若し合併を爲すも異議申出債権者には合併を爲したことを主張し得ぬのである。

保險會社の合併では保険金及び保険料の削減を爲すことは出來ぬが、合併後存続する會社又は合併に依つて成立した新會社は従前の保險契約を



承繼して保險契約の實質效力には何等變更を生せず、唯保險契約者其他の者の相手方に變更を生ずる許りである。

(3) 保險會社の解散。

保險會社の解散は一般法人の解散と同様に法人格を消滅せしめて其團體が解體する結果、其總財産に就て清算を行ふに過ぎぬものであるが、株主總會又は社員總會の決議、免許取消の如き原因に依る解散にあつては、解散後三ヶ月以内に發生した保險事故に限つて保險金を支拂ふが、其後清算中に發生した保險事故に就ては、火災保險の如き損害保險では未經過保險料、生命保險に於ては保險關係上の積立金額のみを拂戻して保險會社は其責任を免がれ得るもので、清算後の殘餘財産は保險株式會社にあつては株主に、相互會社にあつては社員たる保險契約者に配當されるのである、而して保險契約包括移轉の結果解散をしたときも其關係

は同一であるが、合併に依る解散は單純に形式上解散登記をするに過ぎぬもので其總財産は合併後の會社に移轉するのであるから従つて解散後の清算は無く、保險契約に影響を生ぜぬのである。

(4) 保險會社又は保險契約者の破産。

保險會社が破産の宣告を受ければ會社は解散すると共に一般的法定清算が破産管財人に依つて破産手續として行はれるもので、破産會社の事務は清算の範圍に於て破産管財人が之を行ふため、保險契約者は破産管財人に對して相當の擔保を請求し得るが、之は事實不可能である爲め將來に向つて效力を生ずる解除を爲すことが出来る、而して解除の結果保險會社は保險金支拂の義務保險契約者は保險料拂込の義務を免がれるに至るが、損害保險に於て若し三年間の保險期間で全保險料の支拂があつた後其第一年に於て解除があれば後二ヶ年間の保險料は保險契約者に返還



さるべきで、之れ保険料算出期間は一年たるを通例とするからである、  
 反之生命保険に於ては保険關係上の積立金が拂戻さるべきである、而し  
 て營利保險會社が破産したときには保險契約者保險金受取人等は之の保  
 險關係上の積立金額に就て會社の總財産上に優先辨濟を受ける權利ある  
 ことは既に説明した通りである。

保険料は通例保險會社の責任發生前又は長期に拂込まれる保険料は其當  
 初から次期分の前拂となつて居つて、其拂込無ければ保險契約の失効と  
 なることを約款上定めて居るから、保險契約者の破産は保險契約上に直  
 接影響を生ずることは無いが、然かし保険料全額の拂込を終はらぬ内  
 に保險契約者が破産の宣告を受ければ、保險會社は保險契約者に對して  
 相當の擔保を請求し、又は將來に向つて效力を生ずる契約解除を爲すこ  
 とが出来るのみならず、他人の爲めにする保險契約者が破産の宣告を受

ければ、保險會社は損害保險に於ては被保險者に又生命保險に於ては保  
 險金受取人に對して直接保険料の拂込を請求し得ると共に、被保險者又  
 は保險金受取人は之の義務を拋棄して一切の關係を絶つことが出来る。

(五)保險會社の監督 保險會社は既に説明したる如く其設立、事業の經營及び  
 財産の利用につき國家の監督を受ける結果、毎年一回一定の時期に於て其帳簿  
 を閉鎖し株主總會、社員總會又は社員總代會の終結後、遲滞無く財産目錄、貸  
 借對照表、事業報告書、損益計算書、及び基金の償却、其の利息の支拂、準備  
 金並に利益又は剩餘金の配當に關する決議書を主務官廳に提出すべきもので保  
 險契約者、被保險者又は保險金受取人は會社の定時總會終結の後、前示書類の  
 閲覽を求め又は其謄本若しくは抄本の交付を請求し得べく、會社の定款又は保  
 險約款に手数料支拂を定めて居れば其交付を求めるには手数料を支拂はねばな  
 らぬ、如之一面國家の監督他面利害關係者の監視を受けつゝ、事業を經營する保



險會社は最も堅實の方法に因り其事業を經營し以て社會の爲めに活動せねばならぬのである。

## 第五節 保險の利害

(一) 生命保險の利益 保險は一般的に危險發生に依る需要の充足を目的とするもので其需要は生命保險に在つては被保險者の生死に因り初めて具體化されるか、之の目的を善用すれば、生命保險の利益は零細な保險料を長期に拂込むことに依つて一面有利の貯蓄となり他人に對して債務辨濟の確實なる擔保となる、即ち葬式の費用相續税の支出子女の教養其他の費用となる許りで無く、自己晩年の安全な生活費となり、更らに第三者を保險金受取人とすることに依つて生前又は死後の贈與金となり、信用貸借上債務辨濟の擔保となることは特殊の技能の収入を以て生活する者の借金乃至年金恩給類に依る金錢貸借に普通に

行はれる所であつて特に説明すべきものは保險證券擔保の金融である。

保險證券擔保の金融は生命保險に於て其保險契約が任意の解約又は保險料拂込延滞其他の理由に依つて失効となつても保險關係上の積立金は保險契約者に拂戻されるが爲め、保險契約者が一時保險料拂込に困難を生ずるか又は不時の必要に迫られたとき、保險會社が之の積立金から其一部を引き去つた金額を解約返還金(解約拂戻金)として保險契約者に支拂ふべき責任關係を利用して、保險契約者の請求に應じて保險證券と借用證書に依つて解約返還金の範圍内で低利に貸付を爲すのであつて、通例其貸付は一年間であり若し其返済を爲さぬときは保險會社は保險契約を將來に向つて解除し、以て保險契約者に拂戻さるべき解約返還金と相殺計算するのである、而して之の保險證券擔保の貸付は保險約款上に定められてあつて、保險金受取人が別に存在して居つても獨り保險契約者許りが之の貸付を請求し得るもので保險金受取人には之の權利が無



い、何故ならば保険金受取人は保険事故の発生したとき保険金の支拂を受ける権利のみあつて、解約又は解約返還金の拂戻請求をする権利が無いからである、従つて保険金受取人は保険契約者が證券擔保の貸付を受け其返済前に保険事故が発生すれば、保険金と之の貸付金及び利息との差引相殺残額のみを支拂はれるのである。

(二)火災保険の利益 火災保険は火災の爲めに經濟上の利益を喪失する恐れある者即ち被保険利益の所有者に、火災の爲めに蒙むれる損害の填補を目的とするものであつて、之の被保険利益は火災に依つて直接有形的に物の滅失毀損を受くる物の所有者許りで無く、其物を擔保に取つた債權者及び其物の滅失毀損があれば其物の所有者に損害賠償を負擔するに至るべき賃借人其他物の保管者にも存在する爲め之等の者が被保険利益の喪失に當つて損害の填補換言すれば危険發生に依る需要の充足を受けることの利益は謂はずして明かである、而し

て物の所有者が直接損害の填補を受ける爲めに火災保険を利用する許りで無く、其物の質權者又は抵當權者等が擔保物滅失の場合に其保険金に依つて債權の辨濟を受けることが出来る爲め金融上の利益も亦大である。

(三)債權者の利益 債權者には一般債權者と擔保權者とがある、而して擔保權者は債務者の一般又は特殊財産に對して一般債權者に優先して辨濟を受けることの出来る權利者であつて、擔保權者は其債權の擔保である動産不動産が滅失毀損すれば其物の所有者が之が爲めに他人に對して有すべき損害賠償債權、又は其擔保物に就ての保険金請求權を以て自己の債權の辨濟を受ける爲め其支拂以前之の債權を差押へ以て擔保物の滅失毀損の損害を免がれ得るが、尙質權者又は抵質權者は後日損害程度の調査の困難を避ける爲めに自己の債權を保險會社に讓渡す特約を爲して其擔保物に自己の計算で保險を付けることも出来、擔保物を火災保險の目的とし自ら被保險者となつて債務者に保險契約を締結させ



之に保険料を負担させることも出来る、之れ既に説明した他人の爲めにする保険である。唯通常の場合には債務者に擔保物を目的とする火災保険を付けさせ然かる後擔保権者が保険會社の承認を得て保険契約者たる地位を譲受け其承認を保険証券に裏書させるか、又は保険の目的を債務の擔保とする爲め其債權額を限度として危険の發生ありしときは保険金の内から之を直接擔保権者に支拂はるべき旨の保険金受取に關する承認を保險會社に求め之を保險証券に裏書させるのである、之の外債權者は單に保險債權のみを譲受け保險會社をして其保險証券に之が承認裏書をさせ自ら被保險者たる同一地位に立ちて危険發生の場合に直接保險會社から保険金の支拂を求めるとも出来る、保險債權と謂ふは危険發生の場合に保険金の支拂を受べき權利であつて、損害保險に於ては被保險者生命保險に於ては保険金受取人の有する權利である、而して之の權利は危険の發生前にあつては未必の權利であるが、一旦保險契約が成立すれば被保

險利益を有せぬ者も之を譲受け其權利者となることが出来るもので従つて一般債權者は之の權利を譲受けられる許りで無く、其差押も亦可能である。

保險契約が成立して後被保險者が保險の目的例へば火災保險に於て保險の付せられた物を譲渡せば其物の譲受人は之と同時に保險契約上の權利を譲受けたものと法律上推測せられるから、其物の譲渡人である前の被保險者が保險契約上の權利を譲渡せなかつたと主張するには其立證を要するもので、完全に立證せられぬ限り譲受人が被保險者として危険發生の場合に保險金を請求することが出来る、されば之の場合に限つて保險會社に債權譲渡の通知を必要とせぬが其物の譲渡を知らぬ保險會社が前被保險者に保險金を支拂へば其支拂は有効である、而して保險の目的の譲渡が著るしく保險事故發生の可能性を増加するか、又は保險事故の發生すべき状態に變更を來たせば其保險契約は法律上效力を失ふに至るものであるが、保險約款上は保險の目的と共に保險契約上の權利



を譲渡したときは危険の變更増加の有無を問はず譲渡人及び譲受人から遲滞なく之を保險會社に申出で保險證券に承認の裏書を受くべく、保險證券に承認の裏書を請求せぬときは保險契約は其時から效力を失ふて保險會社は保險金支拂の責めに任せぬことに定めて居る。

(四) 保險の弊害 保險は生活上に起る不時の變動に對して之が爲めに生ずる需要を危険分擔の形式に於て充足するものであるからして、吾等の生活上に最も安全堅實な相互救済の方法であるが、利害相伴ふのは免がれることが出來ぬもので往々其弊害を生ずることがある。夫は將來の危険に對して保險料を拂込み損害保險にあつては其危険發生せねば保險契約者は通常保險料の全損となる代はり其危険が發生すれば損害の填補を受け更らに保險價格を不當に高價に見積ることに依つて、保險契約者が危険の發生に因り却つて利益することがある爲め、終身又は養老の生命保險に於て病弱者が告知義務に違反して大凡豫期さ

れた急速の死亡に因つて保險金の支拂を受ける如く、保險に射倖的分子が存在するために之を詐欺の方法に用ゐ、又は進んで危険を發生せしめ、放火殺人等社會上の重大罪惡を冒すことがあるのである、従つて之等の弊害を未然に防ぐ爲めに保險會社は出來るだけ注意し、一保險契約あるに更らに他の保險會社と保險契約を爲すときには之を保險會社に通知せしめ、又は既に他の保險會社と保險契約があれば保險契約を爲すに當つて之が告知を求め、若し之に違反すれば其契約を無効とするか又は其保險を解除し得ると保險約款上定めて居り、保險價額の評價乃至生命保險の保險金額の多少等は充分注意されて其弊害の起ることを防いで居る、保險には射倖的分子があると謂ふても賭博の如く何等需要充足の觀念を入れず單に偶然の出來事に依つて勝負を決し財産の得喪をするものとは、其根本觀念を異にするのであるから保險會社も亦保險契約者も相共に良く正義の命する所に従つて取引せねばならぬのである。



第1025號

印紙

印

火災保險證券 (表面)

保險契約者 日本太郎殿  
保險ノ目的ノ所有者 山本次郎殿

保險金額 金貳千圓也

保險料 金參拾圓也 領收濟

保險期間 自大正十一年八月二十五日午後四時  
至大正十二年八月二十五日午後四時

保險ノ目的ノ所在 東京市京橋區銀座一丁目一番地

保險金額 金參千圓也

保險ノ目的並ニ之ヲ納ムル建物ノ構造、用方

一木造瓦葺貳階建、店舗壹棟

建坪貳拾坪 貳階拾坪

以下餘白

當會社ハ大正十一年八月二十五日此證券裏面ノ約款ニ據リ前記ノ通り火災  
保險契約ヲ締結ス仍テ保險ノ目的火災ニ罹リタルトキハ前記保險金額ヲ限  
リ損害填補ノ責ニ任スヘシ其證トシテ本證券ヲ發行スルモノ也

大正十一年九月三日

東京市日本橋區本町一丁目一番地

世界火災保險株式會社

取締役 大川 流圃

東京本店ニ於テ之ヲ作成ス



## 火災保險證券（裏面）

### 火災保險約款

- 第一條 當會社ハ此約款ニ從ヒ火災ノ爲メニ保險ノ目的ニ生シタル損害ヲ填補スルモノトス
- 第二條 當會社ノ保險契約ノ責任ハ保險料ヲ領收シタル時ニ始マリ保險契約期間ノ最終日ノ午後四時ヲ以テ終ルモノトス
- 第三條 建物ノ保險ニ於テハ門、圍障、墻壁、物置、納屋其他ノ附屬建物ハ特ニ保險證券ニ明記シタル場合ニアラサレハ保險ノ目的ニ包含セサルモノトス
- 第四條 貨幣、印紙、貴金屬、寶玉、證書、有價證券、書畫、稿本、彫刻物、古器物其他普通價格ヲ有セサルモノハ特ニ保險證券ニ記明シテ保險ヲ爲シタル場合ニアラサレハ保險ノ目的ニ包含セサルモノトス
- 第五條 左ノ場合ニ於テハ保險契約ハ無効トス
- 一 保險契約ニ關シ保險契約者又ハ被保險者ニ詐欺ノ行爲アリタルトキ
  - 一 保險申込ノ當時同一ノ目的ニ付キ保險契約者又ハ其他ノ者ト他ノ保險者トノ間ニ締結シタル保險契約力存在スル場合ニ其旨ヲ保險申込書ニ明記シテ當會社ニ申出テサルトキ
  - 一 他人ノ爲メニ保險契約ヲ締結スル者力其旨ヲ保險申込書ニ明記シテ當會社ニ申出テサルトキ
  - 一 保險契約者又ハ被保險者力知ルト否トヲ問ハス保險契約ノ當時保險ノ目的既ニ火災ニ罹リタルトキ又ハ火災ニ罹ルヘキ原因既ニ發生シ居リタルトキ

- 第六條 保險金額力保險ノ目的ノ價額ニ超過シタル時ハ其超過シタル部分ニ付テハ保險契約ハ無効トス
- 第七條 保險契約ノ當時保險契約者力惡意又ハ重大ナル過失ニ因リ重要ナル事實ヲ告ケス又ハ重要ナル事項ニ付キ不實ノ事ヲ告ケタルトキハ當會社力其事實ヲ知リテ又ハ過失ニ因リテ之ヲ知ラザリシトキノ外當會社ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但保險契約ノ時ヨリ五年又ハ當會社力解除ノ原因ヲ知リタル時ヨリ一箇月ヲ經過シタルトキハ此限ニ在ラス
- 第八條 保險契約者又ハ被保險者ニ於テ當會社ノ保險シタル目的ニ付キ重テ他ノ保險者ト保險契約ヲ締結セントスルトキハ豫メ當會社ニ申出テ保險證券ニ承認ノ裏書ヲ受クヘシ
- 第九條 第三者力同一ノ目的ニ付キ他ノ保險者ト重テ保險契約ヲ締結シタル事實ヲ知リタルトキモ亦遲滞ナク前項ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第九條 保險契約者又ハ被保險者ハ其責ニ歸スヘカラサル事由ニ因ルト雖モ著シク火災危險ノ度力増加シ又ハ變更シタルトキハ遲滞ナク當會社ニ申出テ保險證券ニ承認ノ裏書ヲ受クヘシ
- 第十條 保險ノ目的ヲ他ノ場所ニ移轉セントスル場合又ハ保險ノ目的若クハ其目的ヲ納レタル建物ヲ改築、増築又ハ修繕セントスル場合モ亦前項ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第十條 保險契約者又ハ被保險者力保險ノ目的ト共ニ保險契約ニ因リテ生シタル權利ヲ讓渡シタルトキハ危險ノ増加、變更ナキ場合ト雖モ讓渡人、讓受人ヨリ遲滞ナク當會社ニ申出テ保險證券ニ承認ノ裏書ヲ受クヘシ
- 第十一條 當會社ハ保險契約存續中何時ニテモ保險ノ目的ヲ検査スルコトヲ得ルモノトス
- 第十二條 第八條乃至第十條ニ依リ保險證券ニ承認ノ裏書ヲ請求スヘキ者力之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其效力ヲ失フモノトス



第十一條ノ検査ヲ正當ノ理由ナクシテ拒絕シタルトキハ當會社ハ保險契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得  
第八條乃至第十條ノ承認ノ裏書ヲ請求シタルトキ又ハ第十一條ノ検査ヲ實施シタルトキ當會社ニ於テ  
危險ニ増加、變更アリト認メタル場合ニハ保險契約ヲ解除シ又ハ保險料ヲ増加スルコトアルヘシ  
保險契約ノ解除ハ將來ニ向テノミ其效力アルモノトス

第十三條 保險ノ目的火災ニ罹リタルトキハ保險契約者又ハ被保險者ヨリ遲滞ナク書面ヲ以テ之ヲ當會  
社ニ通知シ十五日以内ニ火災ノ狀況調査及ヒ損害見積書ヲ作り一名以上ノ保證人ト連署捺印シテ之ヲ  
當會社ニ差出スヘシ

當會社ヨリ説明、證明等ヲ請求シタル事項ニ付テハ遲滞ナク正實ニ其説明、證明ヲ爲スヘシ  
保險契約者又ハ被保險者カ詐欺ノ目的ヲ以テ前項ノ書類又ハ説明、證明中ニ不正ノ表示ヲ爲シタルト  
キハ當會社ハ損害填補ノ責ニ任セス

第十四條 保險ノ目的火災ノ爲メニ損害ヲ生シタルトキハ當會社之ヲ調査シ必要アルトキハ一時其目的  
ヲ保管シ又ハ他ニ移轉スルコトアルヘシ

第十五條 損害ハ保險契約者又ハ被保險者ヨリ第十三條ノ手續ヲ爲シタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ填補ス  
ルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ期間内ニ必要ナル取調ヲ終了スルコト能ハサルトキ又ハ修繕、再築  
ヲ以テ損害ヲ填補スル場合ハ此限ニ在ラス

第十六條 損害ハ通常通貨ヲ以テ填補スルモノトス但當會社ノ都合ニヨリ現品ノ交付又ハ修繕、再築等  
ノ方法ヲ以テ之ニ代フルコトアルヘシ

第十七條 左ニ掲クル損害ハ當會社填補ノ責ニ任セス

一 保險契約者又ハ被保險者ノ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リ生シタル損害

一 火災ノ際保險ノ目的紛失シ又ハ竊取セラレタルヨリ生シタル損害

一 保險ノ目的ノ性質、瑕疵又ハ自然ノ消耗ニ因リ生シタル損害

一 原因ノ直接ナルト間接ナルトチ間ハス戦争、暴動、一揆其他ノ事變ノ爲メニ生シタル火災及ヒ其  
延焼其他ノ損害

一 原因ノ直接ト間接トチ間ハス地震又ハ噴火ノ爲メニ生シタル火災及ヒ其延焼其他ノ損害

一 保險ノ目的中ニ存在シ又ハ其目的ニ附屬スル流機、流罐其他機關ノ破裂又ハ火藥ノ爆發ノ爲メニ  
生シタル火災其他ノ損害

一 保險契約者又ハ被保險者カ法律、命令ニ違反シタルニ因リ生シタル損害

第十八條 動産保險ノ場合ニ於テ保險契約者又ハ被保險者カ帳簿其他正確ナル方法ヲ以テ損害額ヲ證明  
スルコト能ハサルトキハ其不明瞭ナル部分ニ付テハ當會社ハ損害填補ノ責ニ任セス

第十九條 保險ノ目的火災ニ罹リタル時ニ於ケル其目的ノ價額カ保險金額ヨリ多キトキハ當會社ハ目  
的ノ價額ト保險金額トノ割合ニ依リ損害ヲ填補スルモノトス

保險ノ目的二個以上アルトキハ各個單獨ニ前項ノ割合ニ依ルモノトス

保險ノ目的ノ價額カ保險金額ヨリ寡キトキハ其價額ヲ限リ損害ヲ填補スルモノトス

保險契約者又ハ被保險者カ損害ノ防止ニ要シタル費用ハ特約アルニアラサレハ當會社之ヲ負擔セス

第二十條 保險ノ目的火災ニ罹リタル時其目的ニ付キ當會社ト同時ニ又ハ時ヲ異ニシテ締結シタル他  
ノ保險契約存在スル場合ニハ當會社ハ各被保險者ノ保險金額ノ割合ニ依テ其損害ヲ填補スルモノトス

第二十一條 保險契約ノ無効、失效又ハ解除ノ場合ニ於テハ既ニ受取リタル保險料ハ返還セサルモノトス  
但當會社ノ責ニ歸スヘキ事由ニ出テタルトキハ無効ノ場合ハ全額、失效解除ノ場合ハ其翌日ヨリ日割



ヲ以テ計算シタル保險料ヲ返還スヘシ  
 第廿二條 保險ノ目的ノ價額又ハ損害ニ付キ當會社ト保險契約者若クハ被保險者トノ間ニ異議ヲ生ジ  
 ルトキハ雙方ヨリ一名ツ、評價人ヲ選任シ之ヲ評價セシムルモノトス評價人ノ意見一致セサルトキハ  
 評價人合意ノ上一名ノ仲裁人ヲ選任シ之ヲ判斷セシムルモノトス  
 前項ノ判斷ニ對シテハ異議ヲ主張スルコトヲ得サルモノトス  
 第一項ノ評價判斷ニ要スル費用ハ雙方半額ツ、之ヲ負擔スルモノトス  
 第廿三條 保險ノ目的ノ一部ニ付キ損害ヲ生シタル場合ニ於テ其損害ヲ填補シタルトキハ保險金額ヨリ  
 之ヲ控除シ其殘額ヲ以テ殘餘ノ契約期間ノ保險金額トス  
 前項ノ場合ニ於テ其殘額ヲ保險金額ノ五分ノ一未滿ナルトキハ全部ノ損害ト看做シ保險契約ハ終了ス  
 ルモノトス  
 第廿四條 保險契約者及ヒ被保險者ハ當會社ノ利益配當ニ與ル權利ナキモノトス  
 第廿五條 保險契約ハ期間滿了ノ時之ヲ繼續スルコトヲ得此場合ニハ保險料ノ領收證ヲ以テ保險契約ノ  
 繼續ヲ證スルモノトス

裏書事項

大正十一年九月九日附請求書ニヨリ保險金貳千圓也日本三郎殿ニ拂渡ノ義承認  
 候也  
 表記ノ目的ニ對シ地球火災保險會社ニ金壹千五百圓也ノ重複保險契約アルコト  
 ヲ承認候也  
 大正十一年十月二十日附請求書ニヨリ保險ノ目的トシテ  
 權利ヲ山本三郎殿ニ讓渡セルコトヲ承認候也

火災保險申込書

等級	符號	構造	保險金額	保險期間	保險價格	保險金額
		木造瓦葺階建店舖建坪貳拾坪貳階拾坪	金貳千圓也	自大正十一年八月二十五日午後四時 至大正十二年八月二十五日午後四時	參〇〇〇	貳〇〇〇
保險ノ目的ノ所在地	東京市京橋區銀座一丁目一番地	保險ノ目的又ハ之ヲ納ムル建物ノ構造用方及ヒ坪數	東京市神田區向柳原五番地 保險ノ目的ノ所有者山本次郎 申込人ト山本次郎トハ親族ナリ	隣家トノ距離方 位並ニ其建物ノ 種類及職業	東側ハ大道南北ハ露路ヲ距テ、 木造瓦葺ノ物品小賣店西ハ三間 道路ヲ距テ、石造ノ銀行	無シ
保險ノ目的又ハ之ヲ納ムル建物ノ種類	藥品小賣業	貯藏物品ノ種類	燈火ハ電燈 炊事ハ瓦斯	此申込以外ニ保 險契約アラハ其 保險會社名ハ保 險期間及保險金 額	一常ニ爆發又ハ引火ノ危險ニ伴フ ベキ藥品類ヲ貯藏ス ニ保險ノ目的ハ賃借人ニ於テ占有 シ藥品小賣業ヲ營ム 賃借人 野本久一	
貯藏物品ノ種類	燈火ハ電燈 炊事ハ瓦斯	貯藏物品ノ種類	燈火ハ電燈 炊事ハ瓦斯	以上各項ニ掲 ケサル事項		

右之通相違無之候間火災保險契約相成度貴會社保險約款並ニ特定條項承認ノ  
 上申込候也

大正十一年八月廿五日

住所

東京市神田區錦町一丁目一番地

世界火災保險株式會社御中

申込人 日本太郎 印



保險金受取方ニ關スル承認請求書

- 一、保險證券番號 第一〇二五號
- 一、保險金額 金貳千圓
- 一、保險ノ目的 木造瓦葺二階建 一棟
- 一、目的ノ所在 東京市京橋區銀座一丁目一番地
- 一、債權額 金貳千圓也

右拙者所有ノ保險ノ目的ニ對シ前記金額ノ火災保險契約有之候處今般其目的物ヲ債務ノ擔保トシテ山本三郎ヘ差入候ニ付テハ本契約ノ期間中目的額罹災ノ爲メ保險約款ニ基キ貴社ヨリ保險金御支拂相成候場合ハ右保險金額ノ内ヨリ前顯債權額ヲ限度トシテ貴社ヨリ直接ニ債權者ヘ御拂渡有之度保險證券相添ヘ双方連署ヲ以テ此段及請求候也

住所 東京市神田區向柳原五番地

被保險者 山本次郎 印

住所 東京市麴町區有樂町一丁目三番地

債權者 山本三郎 印

大正十一年十月一日

世界火災保險株式會社御中

重複保險承認請求書

保險證券 第一〇二五號	契約者 日本太郎
保險金額 金貳千圓也	目的 木造瓦葺二階建 一棟
所在地 東京市京橋區銀座一丁目一番地	

前記ノ目的ニ付キ山本次郎カ大正十一年十月一日地球火災保險會社ト金一千五百圓ノ火災保險契約ヲ爲シタルコト

請求ノ要旨

右御承認相成度此段請求候也

大正十一年十月一日

東京市神田區向柳原五番地

山本次郎 印

世界火災保險株式會社御中



保險權利讓渡ニ付承認請求書

- 一、保險證券番號 第一〇二五號
- 一、保險金額 金貳千圓也
- 一、保險ノ目的 木造瓦葺二階建 一棟
- 一、目的ノ所在 東京市京橋區銀座一丁目一番地

右拙者所有ノ保險ノ目的ニ對シ前記ノ火災保險契約有之候處今般其目的物ト共ニ保險契約ヨリ生ジタル權利ヲ山本三郎へ讓渡致シ候間御承認相成度依テ保險證券相添へ當事者双方連署ヲ以テ此段及請求候也

住所 東京市神田區向柳原五番地

被保險者 山本次郎 印

讓渡人

住所 東京市麴町區有樂町一丁目三番地

讓受人 山本三郎 印

大正十一年十月二十日

世界火災保險株式會社御中

火災保險金請求書

保險證券番號	第一〇二五號	保險目的ノ所在地	東京市京橋區銀座一丁目一番地
保險目的ノ所有者	山本次郎	保險ノ目的	木造瓦葺二階建 一棟
罹災ノ原因	漏電	目的罹災時日	大正十一年十二月十日午後十一時二十分
損害	二階八疊間ノ家根裏ヨリ漏電ノ結果大正十一年十二月十日午後十時半發火折柄ノ暴風ノ爲メ家崩身ヲ以テ避難セル如キ有様ニテ保險ノ目的全部焼失シ全損ヲ蒙ル、而シテ漏電タリシコトハ現狀調査ノ結果所轄警察署ノ認ムル所ナリ		
狀況	二階八疊間ノ家根裏ヨリ漏電ノ結果大正十一年十二月十日午後十時半發火折柄ノ暴風ノ爲メ家崩身ヲ以テ避難セル如キ有様ニテ保險ノ目的全部焼失シ全損ヲ蒙ル、而シテ漏電タリシコトハ現狀調査ノ結果所轄警察署ノ認ムル所ナリ		
一金 參千圓也			
火災損害見積額			
燒殘物見積額			
符號	保險ノ目的	保險價額	保險金額
合 計		損害額	燒殘物額
		正味損害額	請求額
			殘存責任額
一金 貳千圓也			
保險金請求額			
右保險ノ目的火災ニ罹リ其損害前記ノ通リ相違無之候ニ付テハ前顯金額御支拂相成度此段及請求候也			



大正十一年十二月十五日

住所 東京市麴町區有樂町一丁目三番地

被保險者 山本三郎 印

住所 東京市神田區錦町一丁目一番地

保險契約者 日本太郎 印

世界火災保險株式會社御中

七八

## 第二章 火災保險

### 第一節 火災保險の性質

(一) 火災保險の作用 火災保險は保險料の拂込を受ける保險會社が被保險利益の火災に因る喪失に對して保險金額を限度として、被保險者に保險金の支拂を爲すに因つて火災に基く需要を充足し所謂火災に依る損害填補をする組織と作用である、而して之の保險關係が契約に基くときは保險會社保險契約者間の保險契約に依り保險契約者は保險料拂込の責任を負擔するが危險發生に依る保險金の支拂は保險會社より其被保險利益の所有者たる被保險者に爲されるのである、然からは火災と其被保險利益の喪失即ち火災に因る損害とは如何。

火災と謂ふ保險事故即ち危險は火力に依る獨立的な燃燒作用であつて、一旦



燃燒作用が始まつた後最早他の力を借らずとも延焼し得る状態に至つたとき之を火災と謂ふのである、従つて落雷又は急劇に高温度の多量の瓦斯の發散する所謂爆發は夫れ自身として燃燒作用を伴はぬから當然火災では無いが、落雷又は爆發が火炎を伴へば其火災は亦火災保險上の危険である、されば亦藥品の貯藏中に生ずる發火又は羊毛の濕潤に依る發火の如き、所謂自然發火も火力に依る獨立的な燃燒作用であるから其責任の有無は別として當然此處に謂ふ火災である。

火災と謂ふ觀念は燃燒作用に依る物の滅失をも含んで居るが火災保險に於ては之の物の滅失が被保險利益の喪失を來たしたとき始めて問題となるので、従つて火災と被保險利益の喪失とは因果關係を有せねばならぬものである、而して其被保險利益は當然に火災に罹るべき物と特定の人との間に或る關係が存在することであつて、其關係は火災に依る物の滅失毀損が特定の人に對して直接

財産上の不利益を生ずべきとき、此處に其人は其物に就て被保險利益を有するものとして被保險者たり得るのである、然らば火災保險に於ける被保險利益の種類如何と謂ふに大凡如何。

- (1) 物の所有。
- (2) 物の擔保權。
- (3) 物に關する賠償責任。
- (4) 火災に依る保險金支拂義務。

次に火災に罹る物即ち保險の目的の種類如何と謂ふに燃燒し得べき有體物は總て保險の目的と爲り得るが、現行はれる吾國の火災保險に於ては大凡如次。

- (1) 動産（家具什器其他商品の如き之なり）。
- (2) 建物（住家倉庫工場の如き之なり）。



## (3) 森林。

火災保険は通例之の三種の保険の目的に就て行はれるが、之と其被保険利益との關係上、火災保険に動産火災保険、建物火災保険及び森林火災保険の三種類があり之に各種の體様を區別し得るに至るのである、而して物の所有者が火災に依る被保険利益の喪失は其物の火災に因る滅失毀損であり、物の擔保權者の被保険利益の喪失は擔保權の滅失又は其内容の減少であり、賃借人其他他人の物を保管する者が其物の火災に因る滅失毀損を受ければ其物の所有者に對する損害賠償責任の發生であり、火災保険を引受た保險會社が其物の火災に罹れば支拂を爲すべき保險金債務を他の保險會社に保險させれば、之の保險會社の有する被保険利益の喪失は保險金支拂義務の現實的發生である、而して之の被保険利益が火災の爲めに喪失すれば其喪失の程度に應じて損害を蒙つたことになる故、被保險者が其損害の填補として保險金の支拂を受ければ此處に火災

保險の作用は全ふせられるのである。

火災保險契約上保險會社と火災保險關係を發生せしめる保險契約者と其被保險利益の所有者たる被保險者とは上述の如く相異なるものである故之の兩者は明に區別して觀念するを要し例令火災保險契約上保險契約者が保險料支拂の責任を負擔するのみならず、危險發生の場合に保險金の支拂を受くる權利者であつても、尙保險契約者たる資格と被保險者たる資格とは別箇に觀察するのが便利である、之れ損害保險に於ては被保険利益を目的としてのみ保險契約を締結し得、被保険利益の所有者のみが保險金の支拂を受け得るのを原則とするからである、而して保險契約者と被保險者とは同一人であれば自己の爲めにする保險であり、保險契約者と被保險者とが別人であれば他人の爲めにする保險である。

(二) 保險價額と保險金額 火災保險は被保険利益の存在する所にのみ行はれる



もので、其被保険利益の計算額が即ち保険償額である、然るに火災保険に於ける保険金額は生命保険の保険金額の如く危険の發生に當つて、保險會社から保險金として支拂はれる確定額では無く、單に危険發生の場合に、保險會社が其損害填補として被保険者に支拂ふ填補額の最大限度に過ぎぬ故、火災に因る損害が少なれば保険金額より少なき填補額が保險金として被保険者に支拂はるべく、例令其損害が保險金額より多くとも其填補額は保險金額を限度として支拂はれるものである。

保険價格は被保険利益の計算額である爲め客觀的に評定するを得べく、通例火災保険の協定せられるときに之を定め其保險價格何程と保險申込書及び保險證券に明記せられるものであるが、若し之の定めが無かつたときは危険發生に當つて危険發生地の時價を以て保険償額を決定すべきである、而して保險契約に當つて保険償額を定めて置くことが被保険者の爲めに利益であるのは、危険

發生に因る損害の計算が保険償額を標準として決定される結果、一旦保険償額が豫め定められてあれば危険の發生したとき保險會社は其保險償額が著るしく過當であつて、被保険利益の計算額として甚だ過大であることを證明せぬ限り其損害填補額即ち支拂ふべき保險金の減少を被保険者に對して請求し得ぬからである、乍然保險契約者が不正の目的を以て保険償額を故意に被保険利益に比して過大に計算して其保險償額を多額にすれば、公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする行爲として其契約は無効である。

保険償額は保險契約の目的たる被保険利益の計算額であり保險金額は危険發生に因つて之の保険償額の滅失減少を補充する損害填補の最大限度に過ぎぬとすれば、火災保險契約上其保險償額と保險金額との關係如何。之の兩者は火災保險契約の有効無効及び損害填補額即ち支拂保險金の二面に於て重要な關係があり此の點からして火災保險の體様を區別すると四あり如次。



- (1) 全額保険。
- (2) 一部保険。
- (3) 重複保険。
- (4) 超過保険。

保険價額は被保険利益の計算額であり火災保険は火災に依る被保険利益の喪失額を損失額として填補すべきものであるからして、保険金額と保険價額とは同一額たるべきことが至當であり之を全額保険又は全部保険と謂ひ、保険契約に當つて保険價額が決定される場合は通例之の全額保険を結ぶのであるが、保険契約者の都合に依り又保険價額が豫め決定せられぬ故に、保険金額が保険價額より寡少な保険契約が爲されることがあり之を一部保険と謂ふ、反之超過保険と謂ふのは保険金額が保険價額に超過する保険であつて之の超過部分の保険は全然效力を生せぬものである、而して保険契約者が同一被保険利益に就て同

一 保険期間内に數保険會社と同時又は順次に火災保険契約を結び、其總保険金額が保険價額に超過するときは之を狹義の重複保険と謂ひ之を一箇の保険契約とすれば超過保険を生すべき場合である、然かるに保険契約者が同一火災保険會社に對して同一被保険利益に就て順次に數保険契約を爲したときは亦之を廣義の重複保険と謂ふが、之は保険金額が足らず即ち一部保険を付けた後ち不安心の爲め其保険金額を増加するものであつて、前後數次の保険契約が各一部保険として存在するに至るか又は後の保険契約を爲すと共に前の保険契約を消滅せしめるに至るかは、其保険契約者及び保険會社の契約當時の意思及び其契約自體から判斷すべきであり、且つ通例は保険金額の増加として取扱はれるから問題を生ぜぬ故、此處に謂ふ重複保険は數保険會社と同一被保険利益につき多くの火災保険があつて、其總保険金額が保険價額を超過する場合に限る。

全額保険に於ては被保険利益が全部喪失すれば保険金全額が支拂はれ其一部



の喪失なれば其喪失部分が損害として填補せられるのに反して、一部保険に於ては被保険利益の全損には全額保険金が支拂はれるが、其一部の喪失ならば支拂はるべき保険金は保険金額の保険償額に對する割合に因つて定まるのである。反之超過保険にあつては保険金額の保険償額を超える部分は無効であるからして、結局全額保険としての取扱を受ける結果となるが、保険契約當時は正當な全額保険として保険償額が保険金額と同一に決定されれば、保険期間中に保険償額が實際他の原因に依つて低落しても、火災に依る損害の發生したとき保険會社は其保険償額の著るしく過當であることを證明せぬ限り、既に決定された保険償額と之に應ずる保険金額とに依つて損害填補をせねばならぬ故、實際は有效な超過保険が存在し得るのである、尙重複保険に於ては法律上其數箇の火災保険契約が同時に締結されたか、時を異にして締結されたかに依つて保險會社の填補額に相違を生ずるものである、即ち同一の被保険利益につき同時に數

ヶの火災保険が數保險會社との間に存在する場合には各保險會社は各自の保険金額の割合に依つて支拂ふべき保険金の額が決定せられるもので、之の數箇の保険契約の日附が同一であれば其契約は同時に締結されたものと法律上推測せらるゝこととなる、然かも之は單純に一の推定に過ぎぬ故他に證據を擧げて同時の契約に非ざることを主張し得るのである、然からば同時に非ざる異時の重複保険即ち相次で數箇の保険契約を爲したときは最初に保険契約を爲した保險會社が先づ保険金を支拂ひ、尙順次の保險會社が順次に其保険金を支拂ふべきで従つて後の保險會社は超過保険無効の制限を受ける結果常に一部の損害を填補すれば足ることとなる、以上は保険約款に因らず單に商法の規定に従つて説明をしたのであるが保険約款は多少之と異なるを以て、其詳細は後節保險金の請求に譲るも、尙保險契約者が保険償額の全部を保險に付し、所謂全額保險成立後尙有効に保険契約を爲し得る場合がある如次。



(1) 前の保險會社に對する權利即ち火災に因る損害の生じたとき保險金の支拂を受くべき權利を後に契約を爲した保險會社に讓渡することを約したるとき。

(2) 前保險會社に對する權利の全部又は一部を拋棄し、即ち火災に因る損害の發生に當つて保險金を請求すべき保險債權を消滅させることを現に契約する保險會社に約したとき。

(3) 前保險會社が火災に因る損害の填補として保險金の支拂を爲さぬことを條件として後の保險會社と火災保險契約を爲すとき。

以上の場合は外觀上超過保險の形式を備へるも、被保險利益を超えて多額に保險金を得ること無き故實質上超過保險で無い爲め、如之き保險契約を許すのであるが、反之同時に又は相次で數箇の保險契約が單純に爲されたとき、即ち重複保險の場合に被保險者が保險會社の一人に對して保險債權を拋棄しても

其拋棄は他の保險會社の權利義務には影響を及ぼさぬものである、即ち重複保險が既に成立すれば危險發生の場合に於ける各保險會社の責任は確定的關係にあるものであるから、任意に其一保險會社に對する權利を拋棄して保險金を請求せず其保險會社に對する部分を他の保險會社に負擔させることは出來ぬのである。

(三) 損害填補の責任 保險契約者から保險料の拂込を受ける保險會社は危險發生の場合に被保險者に對して保險金の支拂、即ち損害填補の責任があるが火災保險に於て其責任の有無と其範圍如何。

火災保險に於ては原則として發火原因如何を問はず火災に因る損害を填補すべきものであるが、法律又は保險約款上保險會社が保險金支拂の責めに任せぬものとする損害大凡如次。

(1) 戰爭其他の變亂に因る損害。



- (2) 保險契約者又は被保險者の惡意又は重大の過失に因る損害。
- (3) 地震又は噴火の爲めに生じた火災に因る損害。
- (4) 保險の目的に附屬する機關の破裂又は火藥爆發に依る火災の損害。
- (5) 保險の目的の性質、瑕疵又は自然の消滅に因る損害。
- (6) 保險金の請求に當つて帖簿其他正確な方法で損害額を證明し得ぬ動産保險の不明瞭な損害。
- (7) 保險金の請求に當つて保險金請求權者が詐欺の目的を以て、保險金請求に要する書類又は保險會社の請求に對して爲すべき説明或は證明に不正の表明を爲したるるとき、其請求に係る火災の損害。

火災の原因が格段に大損害を生ずべき性質のものであるか、消防に困難なる特殊のものか、保險契約者又は被保險者が損害の發生すべきことを認容して爲した行爲又は非常に不注意即ち惡意又は重大の過失たるか、乃至保險の目的の

性質又は缺點に基けば保險會社は其損害を填補せぬことに定めて居ること以上の通りであるが、然らば自然發火は如何、著者は自然發火を保險の目的の性質上生ずる火災と認めるからして、法律又は約款上自然發火に依る損害は保險會社に之が填補責任無きものと信するが、之と反對の解釋を爲す學者が多い様である。然らば火災に依る損害に就て保險會社に填補責任ある場合に其範圍如何と謂ふに、直接火災に因つて喪失した被保險利益の部分が損害額として填補さるべきであるが、尙消防又は避難の爲めに必要な處置を爲すこととに依つて保險の目的に生じた損害も亦填補さるべき損害額に計上される、乍然保險約款に於ては火災の際保險の目的紛失し又は窃取された損害は保險契約者又は被保險者が法律命令に違反した爲めに生じた損害と共に填補されぬことに定めてあつて、特約に因り損害防止の爲めに必要又は有益であつた費用を保險會社が負擔するときを除いて總て如之き損害と之の費用とは保險會社の填補すべき



責任の範圍外となつて居る、但し法律上は被保險者に損害防止の義務を課して損害の發生せんとするときは之を阻止し、既に損害を生せば其増大を妨げ火災の鎮消に力むべきものとして居る、而して之が爲めに必要又は有益であつた費用は填補額が保險金額を超えるときも尙保險會社に其負擔を命じ、一部保險の場合には保險金額の保險價額に對する割合で保險會社も被保險者と共に其費用を負擔することを定めて居るが、保險約款上特約無き限り保險會社其負擔を爲さぬ場合にも尙被保險者は損害防止義務を負擔し、之の義務を果たさぬ爲めに損害があれば保險會社は其被保險者に對して損害賠償を請求することが出来る。

(四)損害填補後の保險會社の權利 保險の目的の全部が滅失した場合に保險會社が保險金額の全部を被保險者に支拂へば、保險會社は被保險者が其目的に就て有した權利を當然取得し、建物火災保險で其建物全燒の結果保險金額の支拂

を終はれば、被保險者が其建物に有する權利即ち燒残り材木、土臺石の如きは保險會社の所有となる、而して其保險が一部保險であれば保險金額の保險價額に對する割合に於て保險會社は其被保險者の權利を取得するのである、之れ保險會社の支拂ふた保險金は保險金額の保險價額に對する割合に依つて決定されたものであつて、保險價額と保險金額との差額部分は被保險者自身が保險會社と同一立場に立つのである故、其燒失保險の目的に對する被保險者の權利は當然被保險者と保險會社とで共有の關係になるため、其權利の取得部分は保險會社にとつては保險金額の保險價額に對する割合で定まらねばならぬ。

尙損害を填補した保險會社は保險契約者又は被保險者が第三者に對して有せる權利を取得し以て支拂保險金の補足を得ることが出来る、即ち火災に依る損害が他人の適法又は違法の活動靜止に原因して居るため、保險契約者又は被保險者が第三者に對して有するに至つた損害賠償其他の求償權は、其損害の負擔



額全部を被保険者に支拂つた保險會社に其支拂金額を限度として法律上當然に移轉する、換言すれば損害が第三者の行爲に因つて生じたとき、保險會社が被保険者に對し其負擔額を支拂へば、其支拂つた金額即ち保險金の限度に於て保險契約者又は被保険者が第三者に對して有せる權利を當然取得し、保險會社が其權利者として第三者に其權利を行使することが出来る、而して保險會社が被保険者に對して損害填補を爲すに當つて其負擔額の一部を支拂つたときは、之れ被保険者が主として第三者から其損害の回復を得んとする旨趣であるからして、保險會社は保險契約者又は被保険者の權利を害せぬ範圍内に於てのみ自己の取得した權利を行使することが出来るのである。

## 第二節 火災保險契約

### (一) 火災保險の申込 火災保險契約を爲さんとする申込人は火災保險會社の作

成した火災保險申込書に必要事項を記載して署名又は記名捺印の上其申込を爲すもので、保險會社が其申込を承諾すれば此處に火災保險契約が締結せられるのであるが、營利保險會社が其得意先から火災保險の申込を受けたるとき、遅滞無く即ち時機に遅れず其申込を承諾するか又は拒絕するかは返事を發せねば保險會社は其得意先の申込を承諾したものと看做され法律上火災保險契約は亦成立する、但し普通保險約款に於ては保險料を保險會社が領收したときより損害填補の責任を負擔する旨を定めて居る故、然かるときは其申込と共に保險料を送附せなければならぬ、而して保險會社の承諾に依つて保險約款が成立すれば申込人は保險契約者となり被保險利益の所有者は被保險者となつて、其火災保險會社との間に保險關係が生じて相互に權利義務を有するに至るのである。

火災保險の申込を爲すに當つては如何なる種類體様の火災保險を爲すやを先



づ決定せなければならぬ、而して自己の有する被保険利益に就て火災保険を約するか、他人の有する被保険利益に就て火災保険を爲すかを決定して動産火災保険建物火災保険又は森林火災保険を申込むべく、同一保険の目的に就て自己の爲めにする火災保険又は他人の爲めにする火災保険をも申込み得るのである、即ち賃借人其他、他人の物を保管する者は其保管物に就て其物の所有者たる賃貸人又は寄託者の爲めに他人の爲めにする火災保険をも申込み得るが、亦自己が火災に依つて其物を滅失毀損せしめたときに賃貸人寄託者等に支拂ふべき損害賠償の爲めに自己の爲めにする保険をも申込み得るのである、而して保険約款上他人の爲めにする保険契約には其旨を保険申込書に明記せぬ限り其保険契約を無効であると定めて居る、従つて保険申込人と被保険者とが別人である火災保険に於ては必ず其旨を保険申込書に明記すべきである。

保険申込書は將に締結せられんとする保険契約の内容を爲すものであると共

に、保険契約者たるべき者の告知義務の履行となるものである故、其内容を実にし兼ねて危険發生の前後を問はず告知義務違反として保険契約の解除せられることを防ぐ爲めに、慎重に之に必要事項を記載せねばならぬ、而して森林火災保険は暫く措き動産又は建物火災保険申込書に記載すべき事項は二種類の異なる方面がある、其一は火災保険契約の直接の内容を構成すべき事項で其二は告知義務に屬する事項である。

火災保険の直接の内容たるべき事項大凡如次。

- (1) 保険の種類。
- (2) 保険の目的又は之を納るゝ建物の構造用方及び坪數。
- (3) 保険の目的の所在地。
- (4) 保険價額の決定又は不決定。
- (5) 保険金額。



- (6) 保険期間。
- (7) 被保険者の氏名。
- (8) 保険約款を承認して火災保険契約の申込を爲す旨。
- (9) 保険申込人の署名又は記名捺印。

保険の目的が建物であれば約款上、門、圍障、牆壁、物置、納屋其他の附屬建物又動産保険ならば貨幣、印紙、貴金屬、寶玉、證書、有價證券、書畫、稿本、彫刻物、古器物其他普通價格を有せぬ物は特に保険證券に明記して保険の目的と爲つて居らぬ限り、保険の目的中に包含せられぬことに定められてある故、保険申込書に其保険の目的を記載するに當つては注意するを要するのである、尙保険料は保険契約上重要な部分であるが特別保険料を協定する場合の外、普通保険料率は公表されて居るもので保険申込人は其の率に依つて全保険料を計算すべく、特に之を保険申込書に記載すること無きものである、然かも保険料

は保險會社の決定した率に依り保險金額に應じて計算されるものとして保險を申込みのであつて、保險料を除外して保險契約が成立するの意味では無いのである。

保險契約者の告知義務は保險申込書に記載することに依つて履行せられるので告知義務の内容は既に第一章第三節保險契約上の告知義務に説明した通り保險契約上重要な事項であるが、保險申込書には質問表として告知事項を豫め定めて居る大凡如次。

- (1) 保險の目的又は之を納るゝ建物内に於て營まれる職業。
- (2) 隣家との距離方位並に其建物の種類及び職業。
- (3) 他の保險會社との間に火災保險契約あれば其保險會社名、保險期間及び保險金額。
- (4) 火氣取扱其他火災危險に關する事項。



保険申込書に記載されて居る質問表の事項は告知義務の内容を盡してをるとは斷言し得ぬものである故、尙之の外保険契約締結上の重要事項即ち一般に或る事實の存否を知らば、保險會社が其申込を拒絶し又は高率保険料を要求すべしと認められる事實は恒に火災保険申込書に記載せらるべきで、時に其質問表に之の質問事項以外に必要な事項の記載を要求して居る保險會社もある。保險契約者が告知義務に違反すれば保險會社は一定期間内に危険發生の有無を論せず其保險契約を解除し、以て損害填補の責任を免がれ得るものであるが、尙保險約款に於ては告知義務違反となるべき事實に就て契約の效力を認めて之を解除するの手段に出でず、當然如之き契約を無効であると定めて居る場合があり大凡如次。

- (1) 保險契約に關し保險契約者又は被保險者に詐欺の行爲あるとき。
- (2) 保險申込當時同一保險の目的につき保險契約者又は其他の者と他の保險

會社との間に締結した保險契約が存在する場合、之を保險申込書に明記せらるべき。

- (3) 被保險者と保險契約者と別人たるべきとき之を保險申込書に明記せざるべき。

火災保險の申込を受けた保險會社は保險申込書に依つて諾否を決定して之を保險申込人に通知し、之を承諾したときは保險申込人は保險契約者となつて直ちに保險料を拂込むべきもので、通例其保險期間は何年何月何日から某月某日午後四時と終期を確定するが其始期は常に保險期間に到つて保險料を領收したときと定めて居る、而して保險料は一ヶ年を保險料期間として計算され保險期間は通例一ヶ年であるから、中途の解約、解除の場合には其保險料は全部返還されぬ道理であるが、保險契約無効の場合と共に返還を認めて居る。

保險契約が有効に締結されて火災保險關係が成立すれば、直接保險會社と保



契約者及び被保険者間に権利義務を発生するが、外觀上申込と承諾の合致あり且つ保険會社が保険料を領收すると否とに不拘其保險契約が實質的に無効で保險會社に危險發生の場合に保險金支拂責任を全く發生せぬ保險契約の無効と保險契約が一旦有効に成立したるも其後の或る事實に依つて保險契約が失効となる場合とは明かに區別すべきであつて、大凡其契約の無効たる場合如次。

- (1) 保險金額が保險價額を超えた超過保險に於て保險金額の超過した部分の保險。
- (2) 保險契約に關し保險契約者又は被保険者が詐欺の行爲を爲したがため保險會社が其詐欺に乗せられて承諾した保險。
- (3) 同一保險の目的に就き他の保險會社と保險契約あるに不拘之を保險申込書に明記せずして爲したる保險。
- (4) 他人の爲めにする保險たることを保險申込書に明記せずして爲したる保險。

險。

- (5) 保險契約の當時保險契約者又は被保険者の知ると知らざるとに不拘保險の目的既に火災に罹つて居るか又は火災に罹る原因既に發生して居るとき其目的につき爲したる保險。

(二) 火災保險契約の内容 火災保險契約は保險契約者に保險料拂込の義務を生じ保險會社に保險期間内に火災に因る損害の發生あらば被保険者に對して之が填補を爲す責任を生ずるものであり、保險約款上保險會社は保險料を領收したる時から保險期間の最終日の午後四時迄に保險の目的に生じた損害を填補する旨を明言して居る、而して之が火災保險契約の主たる内容であるが尙之に關連して法律上及び約款上相互に各種の權利義務を發生し或る事實に就ては契約上不利を生ずることがある大凡如次。

甲 保險契約者の權利義務。



- (1) 保険料の拂込。
  - (2) 保険契約の解除。
  - (3) 保険料の返還請求。
  - (4) 保険証券の交付請求。
  - (5) 財産目録、貸借対照表其他決算書類の閲覽、謄本抄本の交付請求。
  - (6) 或る事實あれば之を保險會社に通知して保險証券に承認裏書を求むること。——制裁契約の失效と解除。
  - (7) 増加保険料の支拂。——制裁契約の解除。
  - (8) 危険發生の通知。——制裁損害賠償義務の發生。
- 乙 被保險者の權利義務。
- (1) 財産目録、貸借対照表其他決算書類の閲覽、謄本抄本の交付請求。
  - (2) 損害填補の請求。

- (3) 評價人の選出。
  - (4) 保險の目的の検査承認。——制裁契約の解除。
  - (5) 或る事實につき之を保險會社に通知し保險証券に承認裏書を求むること。——制裁契約の解除失效。
  - (6) 損害の防止。——制裁損害賠償義務の發生。
  - (7) 危険發生の通知。——制裁損害賠償義務の發生。
- 丙 保險會社の權利義務。
- (1) 保険料の請求。
  - (2) 契約の解除。
  - (3) 増加保険料の請求。
  - (4) 義務者の義務不履行に對する損害賠償の請求。
  - (5) 保險の目的の検査。



- (6) 或る事實に就ての通知を受けること及び保險證券に承認裏書を爲すこと。
- (7) 保險の目的に關する權利の取得。
- (8) 保險契約者又は被保險者の第三者に對して有せる權利の取得。
- (9) 評價人の選出。
- (10) 保險料の返還。
- (11) 保險證券の交付。
- (12) 損害の填補。

火災保險關係上生ずる權利義務の種類及び範圍は以上を以て盡したのでは無いが、保險約款は法律の規定を變更した所多く従つて一般的に行はれる所を掲げたに過ぎぬ、而して保險契約の存續中其保險契約に關係を生ずべき或る事實に就き保險會社との交渉關係を次に説明すべく、夫は危險の増減と保險料の關

係及び保險證券に保險會社の承認裏書を求むべき事項であつて、尙之等の事實と保險契約の運命如何の問題がある。

保險期間中保險價額が著るしく減少すれば保險契約者は保險會社に對して保險金額と將來にのみ效力を有する保險料の減額を請求し得るものであるが、通例保險期間は一年であり且つ其保險料は前拂であつて保險料算出の標準期間が一年である爲め、保險料の將來に向つての減額は適用せられることが無い、之と同じく特別の危險を斟酌して保險料を定めるとき保險期間内に其特別危險が消滅すれば、保險契約者は保險會社に對して將來に向つて保險料の減額を請求し得るのであるが保險契約者の有する之の權利は殆んど行使せられることが無い、唯之の權利の行使は保險期間が數年に亘つて然かも豫め全保險期間に對する保險料が協定されて居る場合に限るのである、反之保險會社が危險の増加又は變更ありと認められた場合に保險契約者に對して増加保險料を請求し得べき場合



は約款上甚だ多いのである。

保険約款上保険契約者又は被保険者は左の事實を通知して保険會社より其保険證券に承認の裏書を請求せねばならぬ如次。

- (1) 保険契約者又は被保険者が同一保険の目的に就き重ねて他の保険會社と保険契約を締結せんとするときは豫め其事實。
- (2) 第三者が同一保険の目的に就き他の保険會社と重ねて保険契約を締結したことを知つた保険契約者又は被保険者は遅滞なく其事實。
- (3) 保険契約者又は被保険者は自己の責めに飯すべからざる原因に因るときと雖も著るしく火災危険の度が増加し、又は變更したときは遅滞なく其事實。
- (4) 保険契約者又は被保険者が保険の目的を他の場所に移轉せんとし、又は保険の目的たる建物若くは其目的を納れた建物を改築、増築又は修繕せ

んとするとき。

- (5) 保険契約者又は被保険者が保険の目的と共に保険債權を讓渡したときは危険の増加、變更なき場合にも遅滞無く讓渡人及び讓受人から其事實。

以上の場合に保険契約者被保険者及び保険の目的讓受人が之を保險會社に遅滞無く之を申出で、其保険證券に保險會社をして其事實を認めたる旨の記載を爲さしめ、所謂承認の裏書を爲さしめることが必要であつて、之の承認裏書を請求せねば其保険契約は其時限り效力を失ふて契約失效の不利を受けねばならぬ。

承認裏書の請求を受けたる保險會社は之が爲め特に危険の増加又は變更あらざる限り其承認裏書を爲すべきものであるが、之の請求に當たり又は約款上保險會社が保険の目的を檢査し得る權利に基き、隨時保險契約存續中保険の目的



を調査した結果、危険の増加、又は變更ありと認めたときは其保険契約を將來に向つて解除し又は保険料の増加を請求し得べく、保険會社が保険の目的を調査せんとするに當つて被保険者が其検査を拒めば、亦保險會社の爲めに將來に向つての契約解除を受けることがある。保險會社が解除をすれば其保険契約は失効と同一結果を生じて保険料の返還を受けること無くて、然かも危険發生し損害を蒙むるも被保険者は保險會社に對して之が損害填補として保険金の支拂を請求し得ぬ結果となるのである。

法律上は保險期間中危険發生の可能性又は危険發生の状態が保險契約者又は被保険者の責任原因に因つて、著るしく變更又は増加すれば保險契約は其時に失効するが、保險契約者又は被保険者の責任原因に因らずして危険の著るしき變更又は増加あれば、保險會社は將來に向つて其保險契約を解除し得べく、著るしく危険の變更又は増加せることを知つた保險契約者又は被保険者は時機に

遅れず之を保險會社に通知するの義務があり、若し其通知を怠れば保險會社は危険の増加、又は變更あつたときから保險契約は失効したものであると主張することが出来ると共に、保險會社が其通知を受け又は通知の有無に不拘、危険の増加變更を知つた後、時機に遅れず保險契約を解除せねば其保險契約を承認したものととして取扱はれるため、承認裏書の請求を放任すれば保險會社は其承認を爲したときと同様に保險契約を後日其理由に依つて解除することは出来ぬに至るのである、而して被保険者が保険の目的を讓渡すれば同時に保險債權の讓渡あつたものと法律上推測せられるから、被保険者が保険の目的と共に明白に保険金の支拂を受くべき所謂保險債權を同時に讓渡したときのみならず、其保險債權讓渡の不明な場合にも亦保險會社に承認裏書を求むべきが如くであるが、其請求は讓渡人及び讓受人から其申出を爲すべきものと約款上定めて居る以上、其讓渡不明な場合には當然承認裏書を要せぬものである。



保険契約が形式上成立しても本来無効な場合及び前示の失効又は解除の結果は保険會社は火災に依る損害發生に當つて保険金を支拂ふ義務を負担せず、保険關係は中途不自然に其目的を達せずして消滅するものであるが、然らば既に拂込んだ保険料の運命如何と謂ふに告知義務違反に因る解除の場合をも含んで、總て既に保険會社の領收した保険料は返還されず、唯保險會社に契約の無効、失効又は解除の責任あるときに限つて契約無効の場合には全額、失効又は解除の場合には其翌日から日割を以て計算した保険料が保険契約者時としては被保險者に返還されるのである、反之保險契約後保險會社の責任發生前に於ては保險契約者は契約の全部又は一部の解除を爲し得べく、亦其責任發生前に保險契約者又は被保險者の行爲に因らずして保險の目的の全部又は一部に就て、保險會社の負擔すべき危険即ち火災が生ぜざるに至れば、共に保險料の全部又は一部は保險契約者に返還さるべきであるが、保險會社は其返還すべき保険料

の半額に相當する金額を保險契約者に請求し得るのである。尙保險料を返還すべき場合に其返還義務は二年の時効に因つて消滅する。

### (三) 火災保險契約の消滅 火災保險契約の消滅は火災保險の目的を達せずして消滅するときと其目的を達して消滅するときとの兩者がある、保險期間の満了、

被保險利益の消滅及び失効は前者であつて、契約解除は其結果として失効を生ずるものである、然るに火災に依る損害の填補に依つて保險契約の消滅するは後者であるが、約款上は保險の目的の一部に就て損害が生じ保險會社之を填補したときは保險金額から控除し、其殘額を殘餘の保險期間の保險金額とするが、其殘額が保險金額の五分の一未滿なれば全部の損害と看做して保險契約は消滅することを定めて居る。

保險契約は保險期間の満了に因つて消滅するが其繼續を認め、約款上保險料領收證を以て保險契約の繼續を證するものと定めて居るが、保險契約の繼續と



は如何、保険契約の繼續が單に新保険料の受授に由る保険期間の延長に過ぎぬものとすれば、保険契約の告知義務は既に履行し終はれるものである故、保険契約締結上重要な事項に就て變動があるも保険約款に定めたる以外の事實に就ては、夫れが著るしき危険の變更又は増加と認められぬ限り、保険契約者又は被保険者に通知義務無く、依然如舊其契約は存続するのであるが、著者は保険契約の繼續は新契約の締結であつて特殊の變動無き限りは前契約と同一條件で結ばれたものと解釋するから、若し保険契約上重要な事實に就て變動があれば保険契約者は告知義務の履行として之が告知を爲すべきもので、事實の黙秘又は不正告知ある限り保険會社は其契約を解除し得るものと信ずる。

### 第三節 火災保険金の請求

(一) 損害の發生 火災保険に於ける損害の發生は火災に因つて被保険利益が喪

失することであつて、被保険利益と其所有者との關係上被保険利益には種々の種類があるので其喪失も有形無形に生ずるが通例保険の目的たる動産、建物又は森林自體が火災に因つて滅失毀損した損害を被保険利益の喪失とする、乍然責任保険である賃借人其他の保管者が賃貸人其他物の寄託者に對する損害賠償の爲め、賃借物又は保管物を保険に付したときは其被保険利益の喪失は被保険者に損害賠償義務の發生することであり、其賠償義務の數額と保険の目的たる其物の價格とは損害發生に當つて同一額なりと謂ふことが出來ぬ故、若し或る學者の如く之の保険を單純の火災保険なりとするならば、保険の目的に生じた火災自體が損害の發生となるも、之を責任保険なりとすれば火災に依つて賃借人其他の保管者に損害賠償義務の發生が被保険利益の喪失即ち損害の發生となる。

保険期間中に保険の目的に就て火災に依る損害が發生すれば原則として火災



の原因如何を問はず、保險會社は其損害を保險金額を限度として填補すべきであるが、損害防止の爲めに必要又は有益であつた費用は約款上特約無き限り保險會社之を負擔せぬ故除外して、危険の發生と因果關係ある損害の範圍従つて填補額如何は後述するが、要之保險の目的に生じた損害であつて然かも保險證券に明記無き限り、建物保險に於ては門、圍障、牆壁、物置、納屋其他の附屬建物、又動産保險に於ては貨幣、印紙、貴金屬、寶玉、證書、有價證券(公債、株券、手形、運送又は倉庫證券の如き)、書畫、稿本、彫刻物、古器物其他普通價格を有せず交換價格の分明で無き種類の物は、保險の目的中に包含せぬものと同約款上定められてあるから、其物に生ずる損害は填補の範圍外である。

(二)損害額の確定 保險の目的に生じた火災に因る損害は其直接蒙むつた損害に限るのであつて、消防又は避難に必要な處置を採つた結果保險の目的に生じた損害も亦火災に因る損害として保險會社に依つて填補されるのであるが、

更らに保險の目的に就て保險會社の負擔する火災損害發生後其目的が保險會社の負擔せぬ他の危険に因つて滅失するも、尙保險會社は他の危険の發生迄に生じた保險の目的の損害をも填補すべきで然からば其損害額の計算如何。

損害額の算定は保險會社が其算定費用を負擔して危険に因る損害發生地に於ける損害發生當時の被保險利益の喪失價額を損害額と決定するのであるが、保險價格の協定無かつたとき其價額の決定も亦之の標準に因るべきものであつて保險約款上は保險價額又は損害額に就て保險會社と保險契約者若くは被保險者との間に異議を生ずれば、双方から一名宛評價人を選任して評價せしむべく、評價人の意見が一致せぬときは評價人の合意を以て一名の仲裁人を選任して之を判断せしめることとし、仲裁人の判断に對しては異議を主張すること能はず其判断が保險價額又は損害額を決定することとなる、而して之の評價判断に要する費用は双方半額宛之を負擔するものと定めて居る、従つて評價人又は仲裁



人は保險會社の負擔すべき損害額算定に當つては損害發生地に於ける其時の價額に依り最も公平に之を決定せねばならぬのである。損害額の確定は既に火災に依つて喪失した被保險利益に就て之を計算することは困難である故、逆に現存被保險利益を計算して以て損害額を算定することが便利であり、若し保險價額が豫め決定されて居れば保險會社が其過當なることを證明せぬ限り其保險價額に依り、又若し保險價額が決定されて居らなかつたときは先づ其保險價額を決定して、之の價額と現存被保險利益の損害發生地に於ける損害發生當時の價額との差額が即ち損害額である、然かも如之き計算に於ても保險約款上動産保險にあつては保險契約者又は被保險者が帳簿其他正確なる方法に因つて損害額を證明し得ぬときは、保險會社に採つて不明瞭な損害となる結果、之の不明瞭な部分の損害は損害額の計算から除外されて保險會社に依つて填補せられぬこととなる。

**(三) 保險金の請求** 保險金を請求し得べき權利者は喪失した被保險利益の所有者である被保險者、保險の目的と共に又は單獨に保險契約上の權利を讓受けた者主として保險の目的の讓受人、債權額を限度として直接保險會社から保險金の支拂を受けることを保險會社に承認せしめ之を保險證券に裏書せしめた抵當權者其他の擔保權者及び賃借人其他の保管者が損害賠償の爲め自己の手にある他人の物を直接火災保險に付したときは其賃借人保管者等の保險契約者たる被保險者と其物の所有者とである、而して之の最後の權利者は吾國に於ては通例存在せぬもので、如之き場合は賃借人其他倉庫業者の如き常に他人の爲めにする火災保險を付して、直接被保險者を其物の所有者と爲し火災に由る損害が発生すれば其被保險者が保險會社に對して唯獨り保險金を請求し得る權利者と定めるのであるが、若し上述の如き保險が行はれたとすれば其保險は性質上責任保險であつて其被保險利益の喪失は即ち損害賠償債務の發生である、従つて被



保險者として保険金を請求し得る権利者は賃借人其他の保管者である保険契約者許りであるが、法律は特に其物の所有者にも保険金を直接請求し得る権利を與へて居るから、之の保険では被保險者と物の所有者とが同時に保険金請求権者である。然らば之の兩者と保險會社との關係及び兩者の關係如何と謂ふ問題が生ずる、保險會社は請求に應じて保險契約者で同時に被保險者である賃借人其他の保管者なり又は火災に罹つた物の所有者なりに保険金を正當に支拂ひ得、其一人に支拂へば足るのであるが、然かし被保險者が保険金を請求し得るのは自己が損害賠償の債務を負担した時に限つて其範圍に於てのみであり、又所有者も其物の火災に因つて滅失毀損したが爲めに賃借人其他保管者に損害賠償を請求し得る範圍に限つて保険金を請求し得るのである、従つて豫め保険金額と保険金額とが決定して居つても具體的に幾何の保険金を請求し得るかは事後に決定されることは當然であるが、被保險者は立法の精神上所有者に損害を

賠償したる後保險會社に保険金の支拂を求め、所有者は被保險者に損害を請求し得るときに限つて其賠償請求額の範圍に於て被保險者に先立つて保險會社に對して保険金を請求し得るものと解釋するが穩當と信ずる。次に然らば保険金の請求権者は一般に如何なる手續を以て保險會社から保険金の支拂を得べきか、通例行はるゝ所を次に説明せむ。

保險約款に因れば通例保險の目的が火災に罹つたときは保險契約者又は被保險者から時機に遅れず、書面を以て之を保險會社に通知するを要し、次で罹災後又は危險の發生を知つた後十五日以内に火災の時日其原因經過等を記した火災の狀況調書と被保險利益の喪失を計算した損害見積書を作つて、一名以上の保證人と連署捺印して之を保險會社に差出すべく、保險會社が説明を求め又は證據に因つて或る事柄の證明を請求したときは其事項に付ては遲滯無く誠實に其説明又は證明を爲すべきで、保險契約者又は被保險者が詐欺の目的で前示の



書類又は其説明證明を不正にし、積極的に事實を偽はつて表はすか、又は消極的に之を隠蔽して知らざる如くに表明すれば、保險會社は損害填補即ち保險金支拂の責めを負はぬと定めて居る、而して火災の狀況調査と損害見積書とは通例火災保險會社の作成した一定の火災保險金請求書に因つて作るべきもので、保險證券の番號、保險の目的の所在地、其目的、罹災の原因、其時日、損害の見積額及び其燒殘物見積額、其他各保險の目的の之に對する内譯け等が記入されることになつて居り、之に因つて保險金請求額を定めて保險會社に保險金の支拂を請求するのである。

尙保險金の支拂を得べき被保險者の權利即ち保險債權が危險の發生に因つて現實に保險金請求權とならば、其時効は二年なるを以て損害發生後二年内に保險金の支拂を請求せねば保險會社は保險金支拂の義務を免がれ爾後被保險者は保險金を請求し能はざるに至る、而して之の時効は獨り營利保險のみならず相

互保險に於て其社員たる保險契約者及び被保險者に就ても亦同一である。

(四)損害填補の方法 火災保險に於て危險の發生に因つて保險會社が損害を填補するに當つては、其損害額を確定して保險會社の負擔額を決定した後通貨を以て保險金を支拂ひ其損害を填補するのが通例であるが、保險約款に於ては保險會社の都合に依つて現品の交付、修繕又は再築等の方法を以て損害填補を爲し得るものと定めて居る、之れ火災保險は再三説明した如く損害保險であつて損害保險契約は保險會社が相手方又は第三者に偶發的特定の保險事故に依つて生すべき損害を填補すべきに對して其相手方たる保險契約者が保險料の支拂を爲す契約の一種で、其保險事故が火災危險であるとき之を火災保險契約と謂ひ損害填補換言すれば火災に依る需要充足の方法には制限する所無いからして、保險金として現金を支拂ふも果た現物を交付し其他の方法を採るも敢て差支へ無いからである、然らば如何なる時期場所に於て之を填補するか。



保險の目的が火災に罹つて損害が発生すれば保險會社は實地調査の上、必要ありと認めれば一時其目的を自己の手に保管し又は他の場所に移轉し得べきことを保險約款に記載し置く爲め、往々保險會社は之の権利を行使して損害の擴大を防止するに勉め、之と共に保險金請求權者の火災の狀況調査及び損害見積書に依る保險金の請求あつた日から三十日以内に現物又は現金を以て之が填補を爲すもので、現金ならば權利者の現住所乃至保險會社に於て之を支拂ひ、現物ならば當然保險の目的の所在地で之を交付するのであるが、尙保險會社で三十日以内に必要な取調べを終了することが出来なかつたか又は修繕、再築を以て損害を填補する場合には填補の時期を遅らし得るものと定めてある、尙之の填補に依つて保險關係が消滅する場合には保險金請求權者は自己の手に存在する限り保險證券を保險會社に交付すべきものである。

**(五) 損害の填補額** 火災保險の作用は保險料の拂込を受くる保險會社が被保險

者の被保險利益が火災に因つて喪失したとき保險金額を限度として其被保險利益の喪失を回復せしめることであつて、之が現物又は現金を以てする保險會社の損害填補の實行である、而して火災に因る損害の發生あれば其損害額を計算して之と保險價額とを對照の上、保險會社は被保險者の蒙つた損害に就て保險金額を最大限度として保險金を支拂ふもので、其損害と謂ふのは保險の目的其他其附屬物で特に保險證券上に保險の目的として明記された動産不動産が火災に因つて直接滅失毀損したか、又は消防乃至避難の爲めに必要な處分の爲め滅失毀損したことであるが、保險會社が之に對して保險關係ト填補責任ある場合に其填補額如何は普通の保險と、超過保險と重複保險とに依つて異なるのである。

普通の保險では保險價額の決定が契約當時たると果た損害發生當時たるとを問はず、保險金額と保險價額と同額であつたときは其填補額は即ち損害額であ



るが、若し保険價額と保険金額とが一致せず保険金額が保険價額より少なければ所謂一部保険であつて、其差額部分は被保険者自ら保険したと同一に取扱はれて、全損のときには其填補額は保険金額と同一であるが一部の損害があつたときは其填補額は保険價額と保険金額との割合で決定される、即ち金一萬圓の保険價額ある建物に八千圓の保険金額の保険を付け火災に因つて六千圓の損害額があつたと確定すれば、一萬分の八千圓に六千圓を剩した金四千八百圓が保險會社の負擔する填補額となり保険價額と保険金額との差二千圓は被保険者自ら保険したものととして一萬分の二千圓に損害額六千圓を剩した金千二百圓は自ら負擔する填補額と計算されるのである、而して一保險契約に於て保險の目的が二以上あるときは各保險の目的に就て箇別に之の計算を経て填補額が決定されるのである。

超過保險は既に説明した如く其超過部分に就て保險契約は無効である爲め、

保険金額が保険價額を超える部分の金額は保險會社の損害填補額に何等の效力を生ずること無く、保險會社は保険價額を最大限度として損害を填補すべく、損害額は即ち填補額たる普通の保険と同一に取扱ふのである。

然るに重複保險と稱せられる保險即ち同一保險の目的詳言すれば同一被保險利益に就て數保險會社に火災保險があつて、其保険金額の合算額が保険價額に超過するときは、保險約款上法律の規定と異なつて、其各保險契約が同時に締結されたと時を異にして締結されたとを論せず、保險會社は各保險會社の保険金額の割合に依つて其填補額を算定する、即ち甲、乙、丙の三會社が同一被保險利益に就て同時又は順次に金三千圓、金五千圓、金七千圓の保険金額の保険を有し其被保險利益の保険價額が一萬二千圓であるとするれば此處に重複保險が起つて其全損に當つて負擔する甲會社の填補額は一萬五千分の一萬二千圓に三千圓を剩したる金二千四百圓で、乙會社分は一萬五千分の一萬二千圓に五千圓



を剩じた金四千圓、丙會社分は一萬五千分の一萬二千圓に七千圓を剩じた金五千六百圓である、然るに若し其損害が七千五百圓であれば同一計算に依つて甲は金千五百圓、乙は金二千五百圓、丙は金三千五百圓の填補額である。

尙保險約款上特約を爲さぬときは保險契約者又は被保險者が火災に因る損害の防止に要した費用は保險會社に於て負擔せぬことに定めて居る故、之の費用は損害防止の爲めに必要な費用たりしと又は有益な費用たりしを問はず填補額には算入せられぬのであるが、之の費用を保險會社に於て負擔する特約があれば其特約の定むる所に従つて保險會社は別に之を負擔すべきは當然である。



甲第一〇二五號

印紙

印

生命保險證券 (表面)

一 保險金 五千圓也

保 險 種 類 貳拾年滿期養老保險 保險契約者

保 險 料 拂 込 期 限 貳 拾 箇 年 木 下 太 郎 殿

保 險 料 每 一 年 掛 金 貳 百 參 拾 圓 被 保 險 者

保 險 料 拂 込 日 期 每 年 六 月 三 日 山 下 二 郎 殿

保 險 契 約 日 大 正 五 年 六 月 一 日 保 險 金 受 取 人

保 險 期 間 ノ 始 期 保 險 契 約 日 ニ 同 シ 山 本 三 郎 殿

保險期間ノ終期 大正貳拾五年五月參拾壹日

當會社ハ裏面ニ記載シタル約款ニ基キ右保險契約者ト前記ノ保險契約ヲ締結セリ仍テ保險金額ハ保險期間ノ終期ニ於テ被保險者生存スルカ若シクハ其以前ニ被保險者カ死亡シタルトキハ之ヲ保險金受取人ニ支拂ヘキモノトス

但保險契約者ハ保險金受取人ノ指定又ハ變更ヲ保險金受取人ノ承諾ナクシテ爲ス權利ヲ保險契約者ノ爲メニ留保シタルモノトス  
大正五年六月十日當會社ノ本店ニ於テ此證券ヲ作成ス

東京市麴町區有樂町壹丁目壹番地

世界生命保險株式會社

取締役社長 大 川 流

印



保險證券 (裏面)

普通保險約款 (生命保險會社協會作約款)

- 第一條 會社ノ保險契約上ノ責任ハ保險契約者カ會社ノ通知ニ依リ第一回保險料ヲ拂込ミタル時ニ始マ
- ル
- 第二條 保險料ハ保險期間中若シ特ニ保險料拂込期間ヲ定メタルトキハ其期間中第一回保險料拂込ノ時ヨリ起算シ一箇年度分ヲ各年度ノ始マテニ拂込ムヘシ但被保險者カ死亡シタルトキハ次年度以後ハ之ヲ拂込ムコトヲ要セス
- 一箇年分ノ保險料ヲ分割シテ拂込ム場合ニハ其分割期間ノ保險料ヲ各期間ノ始マテニ拂込ムヘシ但保險契約消滅ノ事由發生シタル場合ニ於テ其保險年度ノ保險料ニ未拂込分アルトキハ一時ニ之ヲ拂込ムヘシ
- 第三條 保險料ハ會社ノ本店、支店又ハ會社ノ指定スル場所ニ於テ拂込ムヘシ
- 第四條 保險料拂込日期後一箇月ヲ猶豫期間トス此期間内ハ保險料ニ一日一萬分ノ四ノ利子ヲ附加シテ拂込ムヘシ
- 保險料ヲ拂込マシテ前項ノ期間ヲ經過シタルトキハ保險契約ハ其效力ヲ失フ
- 第五條 第一回保險料拂込ノ時ヨリ一年内ニ被保險者カ職業ヲ變更シ又ハ外國ニ赴クトキハ保險契約者又ハ被保險者ハ遲滞ナク之ヲ會社ニ通知スヘシ
- 前項ノ場合ニ於テ危險力著シク増加スト認メタルトキハ會社ハ將來ニ向テ保險契約ヲ解除シ又ハ特別保險料ヲ請求スルコトヲ得

保險契約者又ハ被保險者カ第一項ノ通知ヲ爲サス又ハ會社カ特別保險料ヲ請求シタル場合ニ於テ二週

間内ニ之ヲ拂込マサルトキハ保險契約ハ其效力ヲ失フ

第六條 保險金ハ被保險者カ死亡シタルトキ又ハ保險期間満了ノ日マテ生存シタルトキ之ヲ支拂フヘシ

第七條 被保險者カ死亡シタルトキハ保險金ヲ受取ルヘキ者ハ遲滞ナク之ヲ會社ノ本店ニ通知シ且被保險者ノ死亡後二箇月内ニ左ノ書類ヲ提出シテ保險金ヲ請求スヘシ

第一 醫師ノ診斷書又ハ檢案書

第二 被保險者ノ戶籍謄本

前項第一號書類ニハ會社ノ定メタル事項ヲ記載スヘシ但之ヲ記載スルコト能ハサル正當ノ理由アル場合ハ此限ニ在ラス

會社ハ第一項ノ書類ノ外特ニ必要ナリト認メタル書類ヲ請求スルコトヲ得

第八條 保險期間力満了シタルトキハ保險金ヲ受取ルヘキ者ハ被保險者ノ戶籍抄本ヲ提出シテ保險金ヲ請求スヘシ

第九條 保險金ハ前二條ノ書類カ會社ノ本店ニ到達シタル後一箇月内ニ之ヲ支拂フヘシ但會社ニ於テ調査ノ爲メ特ニ時日ヲ要スル場合ハ此限ニ在ラス

第十條 會社ニ於テ保險金ヲ支拂フヘキモノト認メタルトキハ第七條又ハ第八條ノ規定ニ拘ハラズ之ヲ支拂フヘシ

第十一條 保險契約ニ關シ保險契約者又ハ被保險者ニ詐欺ノ行爲アリタルトキハ保險契約ハ無効トシ既ニ拂込ミタル保險料ハ之ヲ返還セス

第十二條 保險契約ノ當時保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リ重要ナル事實ヲ告ケ



ス又ハ重要ナル事項ニ付キ不實ノ事ヲ告ケタルトキハ會社ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但第一回保險料拂込ノ時ヨリ五年又ハ會社カ解除ノ原因ヲ知リタル時ヨリ一箇月ヲ經過シタルトキハ此限ニ在ラス保險申込ノ後第一回保險料拂込以前ニ被保險者ノ身體ニ異常ヲ生シ其他重要ナル事項ニ付キ異動ヲ生シタルモ之ニ關シ會社ノ承諾ヲ得スシテ第一回保險料ヲ拂込ミタルトキ亦前項ニ同シ

第十三條 左ノ場合ニ於テハ會社ハ保險金ヲ支拂フ責ニ任セス

一 被保險者カ自殺シタルトキ但第一回保險料拂込ノ時又ハ保險契約復活ノ時ヨリ三年ヲ經過シタルトキハ此限ニ在ラス

二 被保險者カ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキ但會社ニ於テ保險金ヲ支拂フヘキモノト認メタルトキハ此限ニ在ラス

三 被保險者カ決闘其他ノ犯罪若クハ死刑ノ執行ニ因リ又ハ一年以上ノ禁錮若クハ懲役ニ處セラレ其刑ノ執行中ニ死亡シタルトキ

四 保險金ヲ受取ルヘキ者カ故意ニテ被保險者ヲ死ニ致シタルトキ但其者カ保險金額ノ一部ヲ受取ルヘキ場合ニハ會社ハ其殘額ヲ支拂フヘシ

五 保險契約者カ故意ニテ被保險者ヲ死ニ致シタルトキ

六 被保險者カ戰爭其他ノ變亂ニ因リテ死亡シタルトキ但豫メ特別保險料ヲ拂込ミタルトキハ此限ニ在ラス

第十四條 保險申込書ニ記載シタル被保險者ノ年齢ニ誤アリタル場合ニハ左ノ方法ニ依リ處分ス  
一 實際ノ年齢カ保險契約ノ當時會社ノ保險料表ニ掲ケタル年齢ノ範圍外ナリシトキハ保險契約ハ無効トシ既ニ拂込ミタル保險料ヲ保險契約者ニ拂戻スヘシ

二 錯誤ノ年齢カ實際ノ年齢ヨリ多カリシトキハ保險料ノ差額ヲ保險契約者ニ拂戻シ且將來ノ保險料ヲ更正スヘシ

三 錯誤ノ年齢カ實際ノ年齢ヨリ少カリシトキハ保險料ノ不足額ニ一箇年百分ノ六ノ複利ヲ附加シテ領收シ且將來ノ保險料ヲ更正スヘシ保險金支拂ノ時期到達以前ニ此手續ヲ爲サ、リシトキハ保險料不足額ノ割合ヲ以テ保險金額ヲ削減スヘシ

第十五條 第四條第二項ニ依リ保險契約カ效力ヲ失ヒタル後一年內ハ被保險者ノ身體ニ異常ナキコトヲ證明スル書類ヲ提出シテ契約ノ復活ヲ請求スルトキハ會社ハ延滞保險料ヲ領收シテ之ヲ承諾スヘシ

第十一條及ヒ第十二條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十六條 保險契約者又ハ其承繼人ハ何時ニテモ將來ニ向テ保險契約ヲ解除シ保險金ヲ受取ルヘキ者ヲ指定若クハ變更シ又ハ第十七條ニ定ムル貸金ヲ受クル權利ヲ有ス

第十七條 保險契約者ノ請求アルトキハ會社ハ保險契約ニ對シ第十八條ニ定ムル拂戻金額ノ十分ノ九ノ範圍內ニ於テ貸金ヲ爲スヘシ但一口五拾圓ニ滿タサルモノハ此限ニ在ラス

前項ノ貸金アル場合ニ於テ保險契約消滅ノ事由發生シタルトキハ會社ハ支拂フヘキ金額ノ内ヲ以テ貸金及ヒ利息ノ辨濟ニ充當シ其殘額ヲ支拂フヘシ

第十八條 保險契約ノ解除、失效又ハ會社カ保險金ヲ支拂フ責ニ任セサル場合ニハ當該保險年度末ニ於ケル責任準備金ヨリ費用ノ賠償トシテ保險金額ノ百分ノ五ヲ超過セサル金額ヲ控除シ其殘額ヲ保險契約者ニ拂戻スヘシ但第十三條第五號ノ場合ハ此限ニ在ラス

第十九條 保險金又ハ拂戻金ハ會社ノ本店又ハ支店ニ於テ保險證券ト引換ニテ之ヲ支拂フヘシ但正當ノ拂戻金額ノ例別表ノ如シ



理由アルトキハ保險證券ヲ提出スルコトヲ要セス

第二十條 保險料拂込猶豫期間内ニ被保險者カ死亡シタルトキハ延滞保險料及ヒ遲延利子ヲ保險金ヨリ控除シ其殘額ヲ支拂フヘシ保險料分割ノ場合ニ於テ其年度ノ未拂保險料ニ付テ亦同シ

第二十一條 保險契約ニ因ル權利ノ讓渡保險金ヲ受取ルヘキ者ノ指定又ハ變更ハ被保險者ノ同意書ヲ添ヘテ之ヲ會社ニ通知シ保險證券ニ承認ノ裏書ヲ受クルコトヲ要ス

第二十二條 保險證券ノ書換又ハ再交付ハ金參拾錢、裏書ハ金拾錢ノ手数料ヲ領收スヘシ

第二十三條 保險契約者、被保險者及ヒ保險金ヲ受取ルヘキ者ハ特約アルニ非サレハ會社ノ利益ノ分配ニ與カル權利ヲ有セス

大正十一年十月一日附請求ニヨリ保險金受取人ヲ立花吹ニ變更セルコトヲ承認ス



生命保險契約申込書

保險種類	及保險期間	保險金額	保險方料	保險金額ヲ受取ルヘキ者ノ氏名	保險契約者カ保險金額ヲ受取ルヘキ者ヲ指定又ハ變更スル權利保留ノ有無	被保險者ノ姓名	現在地	本籍地	被保險者ト受取人トノ關係	契約者ト被保險者トノ關係
貳拾年滿期養老保險	金五千圓也	年一回、毎年六月三日拂込	山本三郎	山本三郎	保險契約者ハ保險金受取人ヲ變更スル權利ヲ留保ス	山下二郎	東京市神田區表神保町一番地	同上	友人	友人

大正五年六月一日

住所 東京市麴町區有樂町一丁目一番地

保險契約者 木下二郎 保險者 山下二郎

世界生命保險株式會社御中

告知事項

被保險者ノ姓名 男 被保險者ノ職業 會社員

生年 明治八年八月一日生

右貴會社ノ定款及ヒ普通保險約款ヲ承認シ保險契約申込候就テハ以上ノ事項並ニ左記ノ告知事項ハ勿論貴會社ノ診査醫ニ對スル陳述ハ事實ニ相違無之候也但被保險者ハ前記第三者ノ保險金受取人タルコトニ同意致候

被保險者カ本會社又ハ他會社ヘ保險契約ヲ申込ミ又ハ契約シタルコトノ有無若シ有ラハ其姓名、年月、保險金額及ヒ其結果	被保險者ノ癩疾體癩ノ有無又ハ既往ニ於テ著シキ疾病又ハ外傷ニ罹リタルコトノ有無若シ有リシトキハ其年齡、病傷、經過、主治醫ノ氏名住所	現在ハ晚酌ニ合	被保險者徵兵検査ノ結果	被保險者ノ兵役關係	配偶者死亡シタルトキハ死亡病名其年月日	配偶者死亡シタルトキハ死亡病名其年月日	死亡病名及年月日	罹病日數
既往ハ同上	咳嗽十年來絶エズ繼續ス大正元年九月九日京都ニ旅行中胃カタルノ爲メ同地帝大附屬醫院ニ入院一ヶ月ニテ全快退院大正三年六月廿日順天堂ニ肺炎ニテ入院三ヶ月後全治退院	既往ハ同上	不合格	兵役關係	健在	健在	明治四十三年六月胃病 大正二年七月赤痢	百二十五日

被保險者初婚ノ年齡若シ再婚シタルトキハ更ニ其年齡	配偶者其他同棲者中	結核及傳染病ノ有無	配偶者ノ姓名	配偶者ノ生年	配偶者ノ死亡年月日	配偶者ノ死亡病名	配偶者ノ罹病日數
廿一年初婚	健在	有無	健在	健在	健在	健在	健在

實父	實母	實兄	實弟	實妹	實子	實孫
七十七歲	六十八歲	五十七歲	三十五歲	三十歲	十歲	十歲
健在	健在	健在	健在	健在	健在	健在
年	年	年	年	年	年	年
死亡病名及年月日	死亡病名及年月日	死亡病名及年月日	死亡病名及年月日	死亡病名及年月日	死亡病名及年月日	死亡病名及年月日
罹病日數	罹病日數	罹病日數	罹病日數	罹病日數	罹病日數	罹病日數

父方祖母伯叔父母等ノ中結核病、癩病、瘋病、遺傳病ノ有無

父方祖母結核ニテ死亡







健康度	(10) 血行器ノ状態	心臟境界 心音 動脈硬化	子宮出血 回 疼痛 産後經過 回
	(11) 腹部ノ状態	外腎部ノ状態 諸臓器ノ状態 脱腸 抵抗 腫瘍	(一) 壓痛 (二) 大便 (三) 肛門病(痔瘻、痔核、脱肛)其他
	(12) 泌尿生殖器ノ状態	疾患ノ有無	
	(13) 検査ノ尿	結果 糖 蛋白 其他ノ異状成分	
	(14) 五管及神経系統ノ状態	視力 運動 聴力 健反射 知覚 精神異常	
	(15) 職業、住居生活ノ健康上ニ及ボス影響		
	(16) 其他既往ノ健康状態及遺傳病ノ關係ニ付診査醫ノ他ヨリ見聞セル事項		

理由 以上診査ノ結果ニ依レバ  
 大正 年 月 日 診査場所 診査醫

收入印紙  
壹萬五分

### 借用金證書

一金五千圓也

右金額正ニ借用致シ候就テハ左ノ條項堅ク約定致シ候

- 一、借用金ニ對シ保險證券甲第一〇二五號ヲ貴社ニ供託致シ候
- 二、利息ハ壹ケ年ハ分ノ割トシ借用ノ際前拂致シ候
- 三、辨濟期日ハ利息支拂ノ期間満了ノ日トシ更ニ繼續借用致シ候場合ニハ次期ノ利息ハ御指定ノ率ニテ前拂致スヘク候
- 四、辨濟期日ニ至リ借用金ヲ辨濟セス又ハ利息ヲ前拂セサルトキハ之ヲ以テ前記保險證券ニ記載セル保險契約ヲ解除シタルモノト看做シ之ニ對スル返還金額中ヨリ借用金ヲ御控除相成候トモ異存無之候
- 五、左ノ場合ニ於テハ本證書辨濟期日到達ト看做シ保險契約者若クハ保險金受取人ニ御拂渡シ相成ルヘキ金額中ヨリ借用金及辨濟期日ニ在ル利息ヲ御控除相成候若シ辨濟サレヘキ金額カ借用金及辨濟期日ニ在ル利息ニ足ラサルカ又ハ全ク之ナキトキハ貴社カ保險金支拂ノ責ニ任スサルトキ
- 六、前記保險契約ノ解除ノ場合ハ失効トナリタルトキ又ハ貴社カ保險金支拂ノ責ニ任スサルトキ
- 七、前記保險契約ノ解除ノ場合ハ失効トナリタルトキ又ハ貴社カ保險金支拂ノ責ニ任スサルトキ
- 八、前記保險契約ノ解除ノ場合ハ失効トナリタルトキ又ハ貴社カ保險金支拂ノ責ニ任スサルトキ
- 九、前記保險契約ノ解除ノ場合ハ失効トナリタルトキ又ハ貴社カ保險金支拂ノ責ニ任スサルトキ
- 十、前記保險契約ノ解除ノ場合ハ失効トナリタルトキ又ハ貴社カ保險金支拂ノ責ニ任スサルトキ

右借用金證書差入候也

大正十一年十月一日

住所

借主(保險契約者)

東京市麴町區樂有町一丁目一番地

木下太郎

印

世界生命保險相互會社御中



保險金受取人變更承認請求書

在來契約		所屬店名	保險契約日	大正五年六月一日
證券番號	甲第一〇二五號	保險契約者	木下太郎	
保險種類	二十年滿期養老保險	被保險者	山下二郎	
保險金額	金五千圓	保險金受取人	山本三郎	

變更ノ事項

一 保險金受取人ヲ東京市日本橋區本町一丁目三番地立花吹ニ變更  
 右ノ通ニ變更致シ候間承認相成度被保險者ノ同意ヲ證スル爲メ連署ノ上保  
 險證書相添へ此段及請求候也

大正十一年十月一日 住所 東京市麴町區有樂町一丁目一番地  
 保險契約者 木下太郎 印  
 住所 東京市神田區表神保町一番地  
 被保險者 山下二郎 印  
 世界生命保險株式會社御中

保險金請求書

大正五年六月一日契約二十年滿期養老保險  
 保險證券 甲一〇二五號

住所 東京市神田區表神保町一番地  
 被保險者 山下二郎  
 明治八年八月一日生

一 保險金五千圓  
 右被保險者大正十一年十月五日死去致候保險金御渡相成度別紙死亡診  
 斷書、被保險者戶籍謄本、最終保險料領收證及保險金受取人ノ戶籍謄本  
 印鑑證明書相添へ保證人連署ヲ以テ及請求候也

(被保險者ト保險金受取人トノ關係)

住所 東京市日本橋區本町一丁目三番地  
 保險金受取人 立花吹 印  
 大正十一年十月五日  
 世界生命保險株式會社御中



死亡診斷書

姓名	生年月日性			職業計	病名	合併症	原發因病	死因	遺傳及病血關係	平素健康及習癖
	年	月	日性							
				本人職業						
住所	發病所	死亡所	發病	發病 (家族又ハ本人ノ申告セル) 大正 年 月 日 午前 時 (家族ノ申告ナレバ其氏名) 醫師推定ノ 大正 年 月 日 午前 時		初診	死亡	既往ノ病疾	發病前之體況	
						大正 年 月 日 午前 時	大正 年 月 日 午前 時			

發病ヨリ及迄ノ初診候	初診時ノ症候	自覺的	他覺的	初診ヨリ直前候	死亡直前候	及迄ノ症候	特微及所見	右之通相違無之候也	
								氏名	阿ラバ其
								大正 年 月 日	主治醫



## 第二章 生命保険

### 第一節 生命保険の性質

(一) 生命保険の作用 吾國の慣例上生命保険は人の生存又は死亡を保險事故又は危険とする保險計りを意味して生存中の出來事である分娩、傷害、疾病其他身體上の他の變動を保險の目標とする保險は生命保險と謂はぬ、従つて人の生存又は死亡が保險事故である限り之に他の事實が加はると否とを問はず、又其保險關係が強制に依ると任意の契約に依ると、果た亦其名稱如何を論せず、人の生死を中心として保險料の拂込と保險金の支拂關係を生ずる保險は總て之れ生命保險である。

〔生命保險は人の生死が保險事故であつて之を目標として保險團體員が保險料を危険分擔の方法に依つて拂込み、保險事故即ち生死と謂ふ危険が被保險者に發生すれば保險團體は保險料の集積を以て其被保險者と一定の關係にある團體員に之が爲めの需要充足たる保險金の支拂を爲すのである、従つて其理論上の作用は損害保險たる火災保險と全く同一であるが、保險組織の運用上に於ては異なる點がある、而して其相違の著るしいのは生命保險にあつては被保險利益の存否を直接問題にせぬ爲め、保險價額無く被保險利益喪失の程度幾何と謂ふことが無い、危険の發生あれば必ず豫定された保險金全部が支拂はれ、其保險金は危険發生に當つて生ずる經濟上の需要額であると一般的に豫定されて居るのである、然るに損害保險は危険發生に當つて支拂はれる保險金は其危険に因つて直接經濟上生じた需要を計算して、其需要充足の爲めに支拂はれるもので、客觀的に計算される直接の需要額を越えては多額に支拂はれることが無い、従つて其前提として被保險利益の存在を要するは勿論之が客觀的價額たる



保険價額の確定と保険金額の決定とが必要となるのである、然らば需要充足が  
 保険金の支拂である生命保険に於ても保険金額の確定を要するは勿論、亦被保  
 險利益の存在すること無くば危険發生に因る需要充足と謂ふことは意味を爲  
 す能はずと反問する讀者もあるか知らぬが、生命保険は損害保険と異なつて危  
 險發生に依る經濟上の損失を危険分擔の方法に因つて填補し、經濟上の動變に  
 遭遇せなかつたと同一状態を回復させるのが目的では無い、人の生死は經濟上  
 に影響を及ぼすが單に經濟的方面のみに限るものでは無く、更らに之を財産的  
 價値に評價することは出来ぬもので、従つて假令生命保険に被保險利益の存在  
 を必要とするとしても、損害保険と同一意味で之を觀念し次で之が保険價額を  
 評定することは殆んど不能である、されば英國法等に謂ふ生命保険の被保險  
 利益とは現に生死の危険が發生すべき被保險者と保険金受取人の間に親族關係  
 あるが如きことを謂ふのであつて、之と生死に因る保険金の支拂とが損害保険

の如くに計算上の確に需要充足の作用を満足せしめることが出来るものでは無  
 い、従つて生命保険契約に於て保険金を支拂ふことは損害の填補なりや、需要  
 の充足なりや果た單純に生死に因る金額支拂たるかの問題を生じ今尙決定され  
 ぬのであるが、生命保険の箇々の場合を觀察すれば各相異なるべく當事者の意  
 思如何に因つて其性質作用に相違を生ずるものとすれば、統一的な生命保険  
 の觀念を得ることが出来ぬに至るのである、乍然保険制度の發達と其作用とを  
 檢べ且之が賭博の如き純然たる射倖的行爲と異なる點から保險團體員の一般的  
 意思を探求考慮すれば、生死の危険發生に因つて生ずる積極的な財産の消費、  
 消極的な収入財産の減少に基く現在將來に亘る財産的需要を満たし、兼ねて場  
 合に依つては金銭的慰藉を得ることが保險關係を設定する理由であつて要する  
 に一般的には保険金の支拂は需要の充足である、然かも其需要額は保険金額と  
 して豫め確定され眞實其需要ありや否や即ち損害保険に於けるが如く危険發生



と、經濟上の需要と因果關係あることを要求せぬので、之れ吾國の生命保險に於て一般に被保險利益の存在を必要とせぬ理由である。

生命保險の被保險者は亦損害保險の被保險者と全く其性質を異にする、損害保險は被保險利益の存在を要し之の利益の所有者が原則として獨り危險發生に因る被保險利益の喪失あつたとき其填補として保險金の支拂を受ける権利者であるが、生命保險にあつては危險發生に因る保險金の支拂を受ける権利者は保險金受取人であつて被保險者で無く、其被保險者は單に生死の危險が發生すべき保險の目的に過ぎぬもので、只法律又は保險約款上保險契約の締結に際しての告知義務及び保險事故の生ずべき状態乃至程度即ち危險が著るしく變更又は増加したとき之を保險會社に知らしめる通知義務を負ふに過ぎぬものである、従つて生命保險に於ても其保險關係が契約に原因する限り、保險會社に對する保險契約者、被保險者及び保險金受取人は其同一人たるごきも果た別人たるご

きも各異なる資格に於て觀念するが便宜である。

生命保險は長期に亘る保險期間を有して然かも被保險者の年齢の増加と危險發生の可能性とは相伴ふ結果、保險料の拂込は損害保險に於けるが如く簡單で無いが、通例其拂込期間は二十年乃至三十年満期と謂ふが如く保險期間内の一定期間を限るか、又は保險期間と同一たるかに定めて其期間内に危險が發生すれば最早其以後の保險料の拂込を要せざるものとするご共に前拂平均保險料の組織を採り、保險料拂込期間内は年々均等保險料を拂込むことになつて居る、従つて往々保險料の拂込を怠る者を生ずるが保險會社の約款に於ては契約解除の方法を採らず、一定の猶豫期間の経過ご共に保險關係の消滅を生ずるものご定める傍ら、復活請求の方法に依つて其關係が存續するに至るもので之を生命保險契約の復活請求と謂ふ。

(二人保險の種類) 保險の目的が人たるか物たるかに因つて保險を區別すれば



其目的が動産又は不動産の如き物である火災保険は物保険であり、其目的が被保険者の生命である生命保険の如きは人保険である、而して人保険には生命保険の外被保険者の疾病、失業、分娩、結婚等諸外國には多くの種類があるが、吾國の現在は如之多くは無く大凡如次。

(1) 被保険者の生死を目的とする生命保険（保險會社の保險及び政府の爲す簡易生命保險）

(2) 被保険者の傷害及び死亡を目的とする傷害保險。

(3) 被保険者の傷害、疾病、分娩及び死亡を目的とする健康保險法上の保險。

生命保險契約上被保険者の生死と謂ふ危險は被保険者が一定の時期迄生命を維持すること又は被保険者の死亡することであつて、之の點から生命保險を觀察すれば三種別がある如次。

(1) 生存保險。

被保険者が一定の年齢又は一定の時期まで生存することが保險事故たる保險。

(2) 死亡保險（終身保險）

被保険者の死亡することが保險事故たる保險。

(3) 養老保險（混合保險）

被保険者が一定の年齢又は一定の時期まで生存するか若しくは其以前に死亡することが保險事故たる保險。

生命保險は火災保險に於けると同じく保險契約者が自己又は他人を被保険者として、自己の爲めの保險又は他人の爲めの保險契約を爲し得るもので、保險契約者と被保険者とが別人であれば他人の生命の保險となり、保險契約者と保險金受取人とが別人であれば他人の爲めにする保險である。而して之の兩者に付ては法律上及び保險約款上特別の定めがある故夫は別に説明する。



(三)被保険者と保険金受取人 生命保険契約上保険契約者、被保険者及び保険金受取人の三者は互に其資格を區別して觀察すべきものであることは既に述べた通りであつて、保険契約者は保険會社と生命保険契約を締結し保険會社が被保険者に發生する危険に對して保険金の支拂を爲す對價として之に保険料を支拂ふ義務者であるが、被保険者は保険の目的に過ぎず保険金受取人は危険の發生あれば保険會社に保険金を請求し得る保険債權者である。

被保険者は保険の目的として其生死が保険事故たるもので保険關係上必ず存在せねばならぬが、被保険者は其生命保険の成否及び運命に關して積極的何等の利害を有せぬものであるが、保険契約上其成否を左右すると共に告知義務及び保険事故發生の可能性が著るしく増加するか又は保険事故の發生すべき状態に著るしい變更あれば、所謂危険の著るしき増加又は變更として保険會社に通知義務を負擔して居つて、之等の義務を履行せねば保険契約者及び保険金受取

人は不利益を受け、假令危険の發生あるも保険契約の解除失効に依つて保険金を請求することが出來ぬに至るのである、而して如之く保険契約上直接利益を受けることの無い第三者が被保険者として保険の目的となるには、保険契約者又は保険金受取人と何等かの關係に基くものであるが、他人の生命の死亡又は養老保険に於て被保険者と保険金受取人とが別人であれば其保険契約に當つて被保険者が其保険契約の被保険者たることに同意を與へなければ其保険契約は無効である、然らば何時までに之の同意が必要であるかと謂ふに夫は契約が締結されるまで即ち保険申込人の申込に對して保険會社が承諾を爲すまでに之の同意あることを要するもので、若し被保険者が未成年者であつたときは如何法定代理人の同意を得るの必要あるか、準禁治產者及び妻の如き無能力者は一定の行爲を爲すに就て、保佐人の同意又は夫の許可を要するもので其同意又は許可無くして一定種類の行爲を爲せば其行爲は後日之を取消し、其行爲から生



する適法の効力を失はしめ得るが、其一定の行爲の内には被保険者たることの同意は含まれて居らぬ故、準禁治産者及び妻が被保険者たることに就ての同意は單獨に有効に爲し得るが、未成年者が法律行爲を爲すには法定代理人の同意を得る必要があり、其未成年者が單に權利を得又は義務を免がれる行爲で無くば、法定代理人の同意を得ぬ限り取消し得るのであるが、其未成年者が被保険者たることの同意は如何、私法上の行爲に就ては原則として意思能力ある限り其行意の効力を認め之に法的效果を賦與するが、未成年者準禁治産者又は妻の如き一定の身分を有する者には特殊の理由に依つて自由行爲の範圍を制限して保護するもので、然かも未成年者の行爲に就ては一般的に法律行爲に法定代理人の同意を要し、其同意無き行爲は之を取消し得るとする故、特に同意を必要とする旨を規定せぬ行爲には如之き他人の意思の補充を要せぬと共に、同意を必要とするは法律行爲であつて之と私法上の效果に向けられた意思を表示する

こととは別箇であり、同意は單に他の意思表示を補充するに過ぎぬものであつて單獨に法律行爲を爲すものでは爲いとの説に依れば、未成年者は單獨に被保険者たるの同意を有効に爲し得取消し得ぬものとなる、反々之の同意も亦法律行爲と同一に取扱ふべきものとすれば未成年者の爲す之の同意には法定代理人の同意が必要であり、之の同意を得ずに爲した被保険者たるの同意は取消し得ることとなるのである、他人の生命の保険契約は假令被保険者の同意を要するものとしても契約自體は保險會社對保險契約者間の合意で成立し、被保険者の同意は之が効力を發生する爲めの必要條件に過ぎぬのである故、著者は之の同意は未成年者と雖も單獨に自由に爲し得るものと信する、而して一旦同意あれば單獨に之を撤回し得ぬと共に其同意は保險會社又は保險契約者の一方に對して爲されば完全なものと解する。

他人の生命の保険で然かも夫が死亡又は養老保険であり且つ其保險金受取人



が被保険者と別人であれば、其生命保険契約には被保険者の同意を要し其同意無くば保険契約は無効であるが、被保険者と保険金受取人とが同一人であれば敢て被保険者の同意無くも差支へ無いのである、何故ならば被保険者と保険金受取人とが別人であれば保険金ほしさに往々殺人が行はれることがあるからである、従つて他人の死亡に依つて保険金の支拂あるべき終身又は養老保険で被保険者と保険金受取人とが結局別人となる場合には恒に被保険者の同意を必要たらしめ、保険金受取人の指定又は變更及び保険債權讓渡に當つては、其指定變更又は讓渡に被保険者の同意無き限り指定、變更又は讓渡の效力を生せぬのである。

保険金受取人は保険契約者に依つて保険事故發生の場合に保険金の支拂を受くべき者と指定されるに依つて當然に保険金の支拂を得られる権利者となつた保険債權者であるが、實質上保険契約者の意思に基くものである爲め其権利の

範圍内容は全く保険契約者の指定に依つて左右される、従つて保険金受取人から保険債權を譲受けた者も亦原権利者の権利を其繼承するものである、而して生命保険契約上危険の發生あるときは獨り之の保険金受取人許りが保険金を請求し得るもので、保険契約者が其指定を爲さぬときは自ら保険金受取人たる地位に立つのである、保険金受取人は被保険者の死亡を知るとき時機に遅れず保険會社に之が通知を發すべき義務を負担し之の義務を履行せざるが爲め保險會社に損害を蒙らしめれば其損害賠償の責任を負ふべく、保険料拂込未済の保險にあつて保険契約者が破産の宣告を受けたるとき、保險會社の請求あらば自己の権利を抛棄せぬ限り保険料拂込の責任をも負擔するのである、然かも保險金受取人は單に保険金の支拂を受ける権利者に過ぎぬ爲め、其保険契約を解除し又は解約返還金其他保險關係上の積立金の拂戻を受ける権利は無く之の権利は獨り保險契約者のみが有するのである。



(四)告知義務と裁判例 生命保険契約の締結に當つて保険契約者及び被保険者は保険契約締結上重要な事項を保険會社に告知すべき義務を負ひ、之の告知義務は保険約款上保険契約成立後第一回保険料拂込の時期まで延長され、更らに保険契約の復活請求に當つても負ふものであつて、其性質効果は既に第一章保険契約上の告知義務に説明した通りであるが、吾國の生命保険契約は簡易生命保険を除いて主として被保険者の身體検査を爲す診査保険であるからして、保険契約者が保険申込書に記載して告知義務を履行する外當然に診査醫が被保険者の身體に就て検査をするに當つて告知義務違反と保険會社の過失とが問題となるのである。

保険契約者及び被保険者は保険申込書に定まつて居る質問表に基き尙申込書に記入欄の設け無き事項であつても、苟くも保険會社が知るならば保険の申込を拒絶するか又は少なくとも高率保険料の拂込に因つてのみ保険契約を締結す

べしと一般的に認められる事項は、詳細に保険申込書に記入して告知義務を果たすべきであるが、更らに被保険者は診査醫の診査に當つて其診査に關係する事項は之を診査醫に告知して保険申込書の記載と合一して完全に告知義務を履行すべきである、而して保険契約者又は被保険者が保険契約の當時惡意又は重大の過失に因つて、重要な事實を隠秘するか又は重要な事項を不正に告知すれば告知義務違反として、保険會社の爲めに危険發生の前後を問はず保険契約を解除せられて保険金受取人は保険金を受取ること能はず、單に保険約款上保険契約者が保険關係上の積立金事實は解約返還金と同額の拂戻金を得るに過ぎぬに至るが、若し保険金受取人に於て告知義務違反となつた事實を保険會社が契約當時知つて居つたか、又は過失に因つて知らなかつたことを證明するか或は其事實と危険發生の原因とが因果の關係に在らざることを證明すれば、以て保険會社の爲した契約解除を無効として保険金受取人は保険金の支拂を受けるこ



とが出来るのである、従つて具體の場合に如何なる事項に就て告知義務違反ありや又は保險會社の不知が其不注意に原因するやの問題を一應了解する必要がある、而して之が説明を爲す準備として保險診査に於ては診査醫が如何なる注意を拂つて如何なる方法に因つて被保險者を診査したとき、其診査が完全な診査となり之の診査に當つての不知は保險會社の過失に因る不知とならぬかを先づ知るの必要がある。

保險診査には保險會社に専屬する保險醫又は時々の囑託に依る診査醫の診査とあるが、共に醫師としての資格を有する者たるは勿論其技能は一般開業醫の有すべき程度であつて、診査に當つて用ふべき注意は亦一般開業醫が患者の診断に際して用ふると同一程度の注意を以て標準とする而して其診査は問査と視診、打診、聽診及び尿の検査であつて、遺傳及び既往症の有無の如き、趣味體僻、生殖機虹門の如き身體の羞耻部分の診査の如きは問査の方法に依るが、其他は

視診、聽診、打診及び検尿を以て診査して被保險者の健康を判断し之を診査報狀に記載して保險會社に差出すのである、然かも顯微鏡的検査又は血精反應に依る検査を行ふもので無い故如之き方法に依らねば發見し得ぬ疾患は之を發見し得ぬも診査醫の過失従つて保險會社の過失に依る不知とはならぬのである、反之以上の方法に於て知り得べかりし疾患を知らぬことがあれば、夫は診査醫が特に技能未熟であるか又は必要な注意を拂はなかつた爲めとなるから保險會社は過失に因つて其事實を知らぬものとなるのである、然かも過去に病氣して既に全快せる既往症の如きは如何なる既往症を告知すべきものと認めるか最も困難の問題であるが、告知義務と之に關する裁判例を數項に別つて掲載する。

(1) 保險契約者又は被保險者の惡意又は重大なる過失。

告知義務の違反には事實の隱蔽黙秘又は不正の告知が義務者の惡意又は重大の過失に原因するときに於てのみ起こるのであつて、従つて現在の



自覺症又は既往症を告知せぬとき其疾患が重要事項であるを知つて殊更らに告げなかつたか、又は普通に考へれば重要な事項であるのに非常な不注意なりし結果重要事項であると考へず之を告知せなかつた如き、或は何等注意を拂はなかつた爲め事實を誤つて告知した如き之れ惡意又は重大の過失である、例へば保險契約者に於て被保險者が自己の實子に非ざるに已等夫婦の實子であると告げ、又已等夫婦の父母を被保險者の實祖父母であると言ふて、其健否、死亡、年齢、死因等を保險會社に告げる如きであると謂ふ。

(2) 社會上の地位身分又は職業。

被保險者の身分地位の如きは常に告知事項であるとは謂へぬが、地位身分財産無き者が巨額の保險契約の申込を爲すが如きときは保險會社で之を怪しみ其結果申込を拒絶することがある故、被保險者の身分も保險金

額等種々の事情と關連して告知事項たることがあるべく、被保險者が保險契約者の家族であるか果た雇人であるかの如きも亦一般に保險會社間では重要視する従つて雇人を義弟と偽つたことは告知義務違反であると謂ひ、亦反對に如之き社會上の地位の差等の如きは保險契約上關係無く更らに進んで危險測定に關係無き職業を詐つた如きは告知義務違反とならぬとした判決もある、但し危險測定上關係ある職業例へば轉轍手と農夫と謂ふ如き職業の詐りは告知義務違反である。

(3) 被保險者の妻又は兄弟の病患。

被保險者の妻又は被保險者の肉親の兄弟が肺患で死亡した如きことは告知事項に屬せぬとの判決がある。

(4) 被保險者の入院轉地療養。

被保險者が心窩部の疼痛、下痢、食慾缺損等の症狀を自覺し凡そ二ヶ月



も入院治療を受ければ、被保険者は其病が輕症に非ざることを自覺するが通例であるからして、反證の無き限りは被保険者たる病人に於ても亦其疼痛が輕症で無いことを自覺したものと認め得る故、其保險契約を爲すに際して入院の上治療を受けたことを告げぬのは少なくとも重大な過失であると認められた判決がある、之を同時に肺結核に罹り入院治療を受けたことがあるも之をマラリヤ熱であると信じ、且つ輕微な疾病であると信じて居つた如きときは、保險契約の際之を告げぬも差支へ無いと謂はれ既往症を告げることに違背せぬ限りは轉地療養を爲した事實を告げぬも告知義務違反とならぬとした判決がある。

(5) 被保険者の現在及び既往症に關する告知事項。

被保険者の神經衰弱、胃腸カタルの如き病は其程度に應じて或は告知事項と爲り又告知事項とならぬものと認められるが、慢性胃又は腸カタル腎臟病、脚氣の如き、梅毒、氣管支カタル、喘息、結核及び呼吸器特に肺部の異狀の如き、肋膜炎、肺炎カタル、尿道周圍炎、痔瘻の如き皆現在に既に全治したものでも既往症として告知事項である、反之婦人の羞耻部疾患の如き特に保險醫の診査せぬものである故其病氣の性質、種類容態に従つて之を告知すべきものとして居る。

(6) 他の保險會社の拒絶。

被保険者が他の保險會社に保險契約の申込を爲して診査の上拒絶されたことがあるば之の事實は告知事項であるが、單に診査醫の診査を受けただけの事實の如きは以て告知事項とはならぬ。

保險會社は團結して生命保險會社協會を組織して居つて、各生命保險會社は月々事業上必要の事項を報告しあつて居る、而して生命保險の申込を拒絶したときは其被保険者の氏名は亦協會の手を経て報告されるもの



である故、一概に保険會社から其申込の拒絶を受けたことを保険會社に告知せぬとも告知義務違反として解除の制裁を受けるものとは限らぬ、却つて反對に保険會社に於て其不知は自己の過失なりとも謂ふことが出来る、之れ生命保險會社協會の報告に因つて、保険會社は拒絶された被保險者を承知し得る地位にあるもので、其不知は之の報告を調べなかつた不注意に基くものと斷せられることがあるからである。

(7) 診査醫の過失と保険會社の責任。

生命保險に於ける診査醫は夫れが保険會社の雇傭して居る保険醫たることを囑託した診査醫たることに論無く、保険會社の爲めに被保險者の健康状態を知るの機關となつて、業務上必要な調査を爲すものであるからして其醫師が被保險者を診査するに當つて爲した過失は保険會社の過失となるもので保険會社は其不利益を甘受せねばならぬ、而して保険契約の締結

に當つては保険會社は相當醫師をして被保險者を診査せしむべきであるから、診査醫の診査粗漏の爲め又は醫師としての普通の技能を缺如せる爲めに被保險者の疾患を知り得なかつたときは、保険會社は被保險者の告知義務違反の事實を過失に依つて知らなかつたこととなり、假令被保險者に悪意又は重大の過失に因る告知事項の不告知又は不正告知あつても、告知義務違反として保険會社に於て其生命保險契約を解除することが出来ぬのである。

(8) 診査醫又は保険勸誘員への告知。

保険契約者又は被保險者が診査醫の診査範圍に於ける事項を之に告知したときは直接保険會社に告知したこととなる故、保険申込書の記載と抵触すれば其修正増補となるのであるが、乍然診査醫が之を診査報狀に記載せぬ限り眞實告知せるや否やは證據の問題となるのであるが、反之保



險勸誘員への告知又は之との約束は通例保險勸誘員が何等保險會社の代理權を有せぬ關係上、全く保險會社に對抗することが出來ぬものである、而して一般に保險申込は勸誘員の手を経亦診査醫の診査を受けるもので勸誘員は保險契約の締結に依つて保險會社から報酬を受けて生活するものである關係上、單獨に又は診査醫と共同して申込の拒絶となるべき種類の事項は却つて保險會社に報告せしめぬ傾向が實例上甚だ多いのである、然かも保險申込人は後日の爭論を顧慮せず其命するがまゝに保險申込書に記載し或は診査に當つて之を隱蔽し亦或る時は勸誘員對診査醫間で診査報狀の記載を強て脱漏させることがある、而して其結果被保險者が五年以上生存すれば問題は無いが不幸一、二年内に死亡せる如きとき告知義務如何の問題を生ずるので大に注意せねばならぬものである。

保險契約の締結に當つて亦は保險約款の定め因つて契約後第一回保險料拂

込の時まで乃至復活請求に際して告知義務違反あれば原則として其制裁を受けるものであるが、之と保險契約者又は被保險者が保險契約の締結に際して爲す詐欺とは區別せなければならぬ、而して被保險者が既往症を隱蔽し却つて如き既往症無しと不實の告知を爲し其他告知事項の隱秘又は不正の告知を爲すことは、夫れ自身としては單に告知義務違反で詐欺では無い、反之保險會社をして錯誤に陥らしめ之に因つて保險契約を締結する意思を決定せしめる爲めに、告知事項又は其他の事實を隱蔽黙秘するか又は不正に告知するに因つて現に保險契約が締結されたときは夫は詐欺に因る保險契約として保險契約者又は被保險者は詐欺者となり、保險約款上無効と定めてあれば其保險契約は解除の手續を要せず當然に無効であるが約款上拂込保險料は保險契約者に拂戻されぬのである、反之保險約款に特別の定めが無ければ之の場合も亦告知義務に屬する事項の詐欺である限り告知義務違反として、保險契約の解除従つて保險金の支拂を得



ることが出来ぬことになるが、告知事項以外に屬することに就ての詐欺があれば、保險會社は詐欺の事實を知つた時から五年又は保險契約締結當時即ち詐欺の行爲あつた時から二十年内其保險契約を取消し得ると共に、其取消は保險契約者に對して取消の通知を爲すに因つて效力を發生し保險契約は最初から無効であつたこととなるが既拂込保險料の拂戻を受けることは出来ぬものである。

## 第二節 生命保險契約

(一) 生命保險契約の申込 生命保險契約を爲さんとする申込人は生命保險會社の作成した生命保險申込書に必要事項を記載して、被保險者の同意を證する爲め其署名又は記名捺印を得て、或は保險金受取人を指定し又は之を指定せずに署名又は記名捺印して申込を爲せば、保險會社は診査保險である限り診査醫に被保險者の身體検査をさせた上で其申込を承諾すれば、此處に生命保險契約が

締結され申込人は保險契約者、保險の目的たる人は被保險者となるのである、而して申込の承諾をした保險會社は之を保險契約者に通知して直ちに第一回保險料を拂込ませるので、保險契約者及び被保險者は第一回保險料拂込まで告知義務を負担しつゝ、保險契約者が所定の時期場所に於て第一回保險料の拂込をすれば之の時から保險會社は約款上保險金支拂の責任を負ふのである。

生命保險の申込を爲すに當つては如何なる種類體様の生命保險を爲すやを先づ決定せねばならぬが、之と共に保險契約者と被保險者とが別人であり、其保險が被保險者の死亡を保險事故とし且つ之の被保險者が保險金受取人で無き限り其被保險者の同意を得るの必要がある。而して保險契約者と危險發生の場合に保險金の支拂を受べき者が別人であるべきときは其保險金受取人の氏名を決定して保險申込書に記載する必要がある、之を保險金受取人の指定と謂ひ、之の保險金受取人が保險契約者又は被保險者自身で無ければ更らに其の指定には



被保険者の同意を必要とするのである、而して單純に之の指定をすれば後日撤回し得ぬ爲め通例は之を撤回し得る權利を留保して指定する、従つて保険申込書には通例保険契約者は保険金額を請取るべき者を指定又は變更する權利を留保すとの文句が印刷されて居る。

保険申込書は將に締結せられんとする保険契約の内容を爲すものであると共に、保険契約者及び被保険者の負擔する告知義務の履行となるものである故、其内容を確實にし告知義務違反の問題を惹起せぬ様慎重に必要事項を記載せねはならぬ、而して其作成は保険契約者たるべき申込人であるが、被保険者は其同意を證する爲めに之に署名すべく、其記載事項には生命保険の直接の内容を構成すべき事項と告知義務に屬する事項とある。

生命保険の直接内容たるべき事項大凡如次。

(1) 保険の種類と満期。

(2) 保険金額。

(3) 保険料拂込方法。

(4) 被保険者の氏名及び其同意。

(5) 保険金受取人の氏名。

(6) 保険金受取人の指定又は變更權の留保又は不留保

(7) 保険約款を承諾して保険の申込を爲す旨。

(8) 保険契約者及び被保険者兩名の署名又は記名捺印

保険契約者は申込書に因つて告知義務を履行する爲め告知事項を之に記載すべきもので、保険申込書には質問表として告知事項を豫め定めて居る大凡如次。

(1) 保険契約者及び被保険者の身分、職業及び生年月日、保険契約者、被保険者及び保険金受取人三者間の關係。

保険金受取人の指定無きときは保険契約者が當然保険金受取人たる地位



にあることは特に説明を要せぬことである。

- (2) 保険契約者又は被保険者が他に生命保険契約をして居れば其事項と保険契約申込の有無及び診査の結果。
  - (3) 被保険者の現在自覚する疾患。
  - (4) 被保険者の危険測定上重要である既往症の有無と其詳細。
  - (5) 被保険者に遺傳病の有無。
  - (6) 被保険者の頭痛、便秘、月經不順の如き體癆の有無。
  - (7) 被保険者の血族及び配偶者の生死の状態、年齢、病名と其死因。
- 保険申込書に印刷されて居る質問表の事項は告知義務の内容を盡して居るとは斷言し得ぬと共に、其事項の不告知又は不正告知總て告知義務違反となるのでも無い、然らば何を標準として告知義務の内容を爲す事項を決定するかと謂ふに、保険會社が知らば其申込を拒絶するか又は高率保険料を要求すべしと

認められる事實は恒に生命保険申込書に記載すべき告知事項である。

診査醫が被保険者の身體を検査し之を保險會社に報告するに當つては保險會社の作成した診査報狀に記載するので従つて其診査の内容大凡如次。

- (1) 診査醫と被保険者との關係。
- (2) 被保険者の氏名、職業、年齢及び男女の別。
- (3) 被保険者の現在の疾患及び既往症の有無、病名、經過、治療醫の氏名及び現在状態。
- (4) 酒量其他被保険者の健康に影響を及ぼすべき事項と體質判斷の材料たる事項。
- (5) 視診、聽診、打診、檢尿及び問査に依つて判明すべき被保険者の體質及び健康状態。
- (6) 被保険者の血族遺傳病の關係。



- (7) 職業其他生活状態の被保険者の健康上に及ぼす影響の考察。
- (8) 診査醫の診査を綜合した斷定。
- (9) 診査の時期、場所及び診査醫の署名。

保険契約者又は被保険者は保険契約の成立するまでに於ける告知事項を告知すべく、其正誤は其時まで有効に爲し得之を以つて足るべきであるが、保険契約上は第一回保険料拂込の時まで告知義務を延長して居る故、第一回保険料拂込の時まで其訂正追加を爲し得ると共に之の時までに生じた重要事項の變動は亦之を保險會社に告知する義務があり、且つ之の義務は復活請求に際しても負擔することは既に述べた通であつて、惡意又は重大なる過失に因つて告知事項を告げぬか又は不正に告げれば保險會社に於て其事實を知り、之は過失に因つて知らざりし場合の外法律又は保險約款の定むる所に従つて、或は契約締結の時より、或は第一回保険料拂込の時より、或は復活請求の時より五年内又は保險

會社が其事實を知つたときから一ヶ月内は、危險發生の前後を問はず保險會社に依つて其保險契約を解除され、保險金受取人は保險金を受取ること能はず僅に約款に基いて保險契約者が解約返還金に相當する金額の拂戻を受けるに過ぎぬのであるが、若し保險契約者にして其解除を不當とせば告知義務違反となりし事實は當時保險會社に於て之を知りたるか、不注意の爲め知るを得ざりしも注意せば知り得たるものなることを立證するか、又は告知義務違反の事項と危險の發生とは因果の關係無かりしことを證明せねばならぬのである。但し保險申込書に記載した被保険者の年齢が實年齢と相違せるときは之を告知義務違反として取扱はず、實際の年齢が保險契約の當時保險會社の保険料表に掲げた年齢の範圍外であれば其保險契約は無効とするが、錯誤の年齢が實際の年齢より多いときは、保険料の差額を保險契約者に拂戻し且つ將來の保険料を更正し、錯誤の年齢が實際の年齢より少なかりしときは、保険料の不足額に複利を附加